

## IV. 有効性検査・プログラム評価の事例紹介

### 1. 米国の事例

#### (1) 会計検査院によるメタ評価（各府省が行ったインパクト評価結果）

幼少児対策プログラム—プログラムの効果を検証するためのインパクト評価の実施  
米国会計検査院 教育・労働・収入確保問題担当室（2001年）  
*Early Childhood Programs: The Use of Impact Evaluations to Assess Program Effects*  
(GAO-01-542)  
<http://www.gao.gov/new.items/d01542.pdf>

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

上院議会政府問題委員会は、過去に連邦政府（保健福祉省・教育省）が行ってきた5歳以下の幼少児を対象とする教育・ケア関連補助プログラム69施策について評価を行うよう要請してきた。GAOが1994年に行った同様の調査を更新することがその目的であったことから、個々のプログラムの内容を精査することで、今後議会においてこれら69のプログラムの調整・廃止・統合を行っていく際の基礎資料を提示することを目的として、2000年3月に評価結果<sup>7</sup>を公表した。

この評価書を公表した直後、上院議会のスタッフから、「これらのプログラムの中でどれが最も有効なプログラムなのか、どれを廃止できるのかを明らかにするよう、GAO自身でインパクト評価を行ってほしいか」との要望があった。それに対してGAOは、「保健福祉省や教育省では、厳密なインパクト評価をそれほど行っているわけではなく、彼らの評価結果を基にしてGAOが判断することは不可能」であり、「そもそも、各府省が行っているプログラムの効果を検証するインパクト評価をGAOが自ら行うことは資金・期間・手法的要請の観点から困難」であると回答した。

その後に議会スタッフと協議を行った上で、2000年の評価書で分析対象にした69プログラムの中から、プログラム評価を行っていた11プログラムを抽出し、個々のプログラムの目的・施策対象（グループ及び対象人数）、施策対象全体・予算全体に占める5歳以下の幼少児の割合を一覧的に整理するとともに、個々の評価で行われている分析とその価値を明らかにすることを目的に、評価に着手した。

<sup>7</sup> GAO（2000）, *Early Education and Care: Overlap Indicates Need to Assess Crosscutting Programs* (GAO/HEHS-00-78)

## ②評価設計 / ③評価結果とりまとめ

保健福祉省・教育省が過去に行った 11 のプログラム評価のうち、プログラムの効果をより厳密な形で検証している事例として『ランダム実験モデル』を採用した保健福祉省の 3 つのインパクト評価事例を事例調査的に紹介している（なお、その他の 8 つの評価事例では、インパクト評価以外の手法を用いて分析を行っていたと整理している）。

### ■ Head Start Study（～2006 年）

- 低所得世帯の児童の社会適用・認知能力を引き上げることによって、小学校以降の教育に適用できるようにするため、幼少児期から健康・教育・栄養・社会生活その他のサービスを集中的に与えるもの。
- 保健福祉省は、①プログラムの対象となった児童と対象とならなかった児童との比較を行うことを通じて、当該プログラムの連邦レベルでの効果を測定すること、②当該プログラムは、どのような環境において、どのような児童に対して最も効果的なのかを検証すること、の 2 つを目的として評価に着手した。
- 実際の評価作業は、ウェスタット社が元請となり、アーバンインスティテュート、アメリカンインスティテュートフォーリサーチ、決定情報リソース社の合計 4 社のコンソーシアムで実施されている。2000 年秋に委託契約を結び、2002 年秋からパイロット調査を開始。全米 75 地域において 5～6,000 人の 3・4 歳児を対象に、少学 1 年生に至るまでの間、継続的に追跡調査を行っている。評価予算 2,830 万ドル。2006 年に最終報告が出される予定。

### ■ Early Head Start Study（～2001 年）

- Head Start プログラムの一部として実施。特に妊婦や乳幼児を持つ家庭を対象として実施されるプログラム。
- 保健福祉省は、全米 17 地域における乳児を持つ 3,000 世帯を対象に、当該乳児が 14 か月、24 か月、36 か月の時点で追跡調査を行う長期時系列分析を行っている。マスマティカ政策研究所、コロンビア大学、及び 15 地域における研究チームを組成して実際の評価作業を実施。評価予算 2,100 万ドル。

### ■ Even Start –State Educational Agencies（～2003 年）

- 低所得世帯における教育の機会を改善するために、幼少時教育、成人の読み書きその他の一般的な教育、両親教育等を単一の世帯向けプログラムとして実施するもの。
- 保健福祉省は、1997 年に 360 万ドルの評価予算を確保し、18 事業に関して、施策対象となった 400 世帯と施策対象ではない 200 世帯について調査を行った。実際的评价作業はアプトアソシエイツが実施しており、2003 年夏に評価書が公表されている。

#### ④評価担当者のコメント等

2001年4月に、上院議会政府問題委員会において、幼少児の早期から教育を受けさせることの効果、現在存在する関連プログラムの重複度合い、及びプログラムの改善の在り方についての討論が行われた。この評価書を通じて、インパクト評価というのはどういうもので、どのような方法で行うものなのかを議会スタッフに理解させることにつながったと考えている。プログラム評価は、インパクト評価のように細かい部分に焦点を当てるものから、より広い部分で評価を行うものまで、やり方は様々存在しており、必ずしも全てのプログラム評価がインパクト評価である必要はないと思う。

GAOができることには限界がある。各府省が行った評価結果を統合 (synthesize) したり、要約 (summarize) したりすることを通じて、議会の要請にどう答えていくかが主なやり方であって、GAOが独自にインパクト評価を行うことはまずありえない。

## (2) 会計検査院によるメタ評価（各府省が行ったコスト・パフォーマンス評価結果）

高速道路・公共交通機関への投資プロジェクトの費用・便益に関する情報を改善し、結果に対するアカウンタビリティを高めるための方策

米国会計検査院 社会基盤整備担当室（2005年）

*Highway and Transit Investments: Options for Improving Information on Projects' Benefits and Costs and Increasing Accountability for Results (GAO-05-172)*

<http://www.gao.gov/new.items/d05172.pdf>

### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

議会歳出委員会（運輸担当）からの要請に基づいて実施された評価であり、連邦政府予算（補助金）を活用して整備される地方の運輸関係インフラについて、整備段階において費用便益分析・費用対効果分析（CBA/CEA）を行っているか、また、CBA/CEA がインフラ整備の意思決定にどの程度活用されているかを調べるものである。

議会歳出委員会から社会基盤整備担当室（PI）への最初の要請は、全ての運輸関係インフラについて分析せよというものであったが、あまりにも幅が広すぎるため、陸上運輸関係インフラとして「高速道路」と「公共交通機関」に焦点を絞って取り組むことにした。

### ②評価設計

まず、過去 10 年間に新規に整備（投資）された高速道路、公共交通機関を対象に、評価の際に用いられた便益・費用の要素を列挙することから着手し、各要素の計測・定量化手法について、連邦政府や関連機関がとりまとめている分析指針・マニュアル・通達等の文献から整理した。

次に、地方政府における政策決定者が、こうした公共事業を行う際に、便益・費用の分析結果をどの程度活用しているのかについて、アンケート調査を行っている。全米 50 州・主要 30 都市の各運輸省に対するアンケート調査を 2004 年の 8 月～10 月の期間で実施している。

さらに、便益・費用要素の提示方法や、その計測・定量化手法等、経済的な分析手法に関して記述されている経済学関連書籍、学術研究、交通計画調査等の文献調査を行うと共に、関係する連邦政府機関、各種関連団体などに対してヒアリングを行った。

これらのテーマについて、学者・エコノミストで構成される専門家委員会を組成し、適宜検討を行った（評価結果は、GAO がまとめたレポートの他、専門家委員会での検討内容をまとめた別冊レポートが存在する）。

### ③評価結果とりまとめ

#### ■便益要素・費用要素の提示、定量化・金銭価値化への取組

便益要素としては「直接効果」と「間接効果」の2つが存在する。前者については、利用者にとっての便益（移動時間の短縮等）、利用者・非利用者に共通する便益（環境改善効果等）が存在する。後者については、建設・運営・維持段階それぞれに発生するコストの他、例えば整備期間の渋滞発生による時間的ロス、環境負荷等も想定される。ただし、これらの費用・便益は地域の置かれている状況によっても異なるし、将来的な交通量の変化によっても大きく異なることとなる。

費用便益分析は有効な手法であるものの、便益・費用要素の脱漏や、二重計上などのエラーが生じやすい分析手法でもある。また、予測手法にも限界があることは否めない。

#### ■意思決定における費用便益分析・費用対効果分析の活用状況

地方政府における意思決定者は、意思決定前に潜在的に当該事業の便益・費用を考えているものの、必ずしも、きちんとした費用便益分析、費用対効果分析が行われているわけではないし、仮にきちんと分析を行ったとしても、あまり活用はされていない。

政策決定前に実施した分析において予期していたアウトカムは必ずしも発生していないこともあり得る。しかし、事後段階においてこれらの事項をきちんと検証しているケースはほとんど存在しない。特に、公共事業を行うことによる間接効果として、土地利用の変化や経済開発の増加などのアウトカムが想定されるものの、これらはあくまで逸話的な話であり、実際に検証しているわけではない。

地方政府の政策決定者にとって、便益・費用に関する分析から得られる情報を活用してもらうようにするためには、①モデル分析手法の向上、②事後段階でのアウトカムの検証、③事前段階の便益・費用の分析から得られた情報によってどのような意思決定の変化が生じたのかを検証、④分析結果についてのアカウンタビリティの向上が必要である。こうした①～④を達成するための前提として、連邦高速道路、公共旅客輸送に関する政策の構造的な観点として、こうした便益・費用の分析結果の活用方策を検討していく必要がある。

### ④評価担当者のコメント等

これまで議会は、GAOに自ら独自の費用便益分析を行うことを要請したことはない。もしそれが必要なのであれば、過去にも要請されてきたのではないかと。一方、他省庁が実施した費用便益分析の結果を、正確性・適切性等の観点からチェックすることは良くある。とはいえ、GAOは政策官庁ではなく、あくまで、議会や行政府に対して政策に関する勧告を行うことが求められている。したがってGAOの勧告内容を実際に実行に移すかどうかの判断は議会であり各府省に委ねられることとなる。

### (3) 会計検査院によるプロセス評価

ペンシルバニア州保険省の子供の健康保険プログラム（CHIP）の管理に関する業績検査  
ペンシルバニア州政府 会計検査院（2002年）  
*Performance Audit of the Pennsylvania Insurance Department's Oversight of the  
Children's Health Insurance Program (CHIP)*  
<http://www.auditor.gen.state.pa.us/Department/Info/Performance/CHIP-Report.pdf>

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

子供の健康保険プログラム（CHIP）は、ペンシルバニア州保険省が1993年から開始したプログラムであり、両親（のいずれか）が働いている世帯のうち、メディケード（低所得者・障害者向け医療扶助）を受ける収入要件は満たしているが、自ら健康保険にまで加入する収入的余裕のない世帯の子供を対象とした金銭的な支援措置である。定期健康診断、投薬が必要とされる疾病・傷害時の診察、救急医療等、予防接種等、特定の医療サービス（法令で規定）を受ける際の費用が、補助の対象となっている。

このプログラムについては、前の会計検査院大臣が個人的に興味を持っていたプログラムであり、本来受給資格を持っているにもかかわらず、受給していない子供が多いのではないかという仮説に基づき、評価を行うべきではないか、という指示があった。

#### ②評価設計

評価の目的は、①CHIPプログラムの十分性・アクセスのしやすさ・利用可能性についてモニタリング・レビューすることにより、当該プログラム及び受給手続きの有効性を検証すること、②CHIPプログラムの周知・宣伝活動に関する有効性を検証すること、③関連する法令・受給要件・サービス提供機関との契約条項等の合規性を検証すること、の3つを設定した。

1997年7月～2001年7月まで調査を実施している。関係機関の政策文書調査、関係機関へのヒアリング、受給者を対象にした調査等を中心に調査を行った。特に関係機関へのヒアリングでは、保険省の役人12人、州内のサービス提供機関4か所に対してインタビューを行い、インタビューの方法として組織のトップと現場レベルのスタッフの双方に話を聞くことによって、組織のトップが主張する考え方がきちんと現場レベルに浸透しているのか、もし双方間にミスコミュニケーションがあるのであれば、原因は何かを追求するようにした。一方で、判断の全てをインタビューに頼るのではなく、裏付け調査として関係機関の政策文書調査、受給者を対象にした調査を組み合わせることにした。

### ③評価結果とりまとめ

上記の調査を行った結果、以下の結果が得られた。

- 受給資格者のうち、実際に補助を受給しているのは全体の 3 分の 1 に過ぎない。
- 予算要求金額のうちの半分以上が未使用のままである。
- 大半の受給資格者は、定期健康診断や予防接種等の医療サービスが補助対象行為であるという事実を知らない。
- 既存受給者の年次更新作業が、きちんとは行われていない。

### ④評価担当者のコメント等

この有効性検査における目標達成状況の判断基準について、「受給資格者のうちの 3 分の 1 しか補助金を受給していない」「予算要求金額の半分以上が未使用のままである」という水準が高いのか低いのかという判断は、会計検査院の担当者が自ら行った。特段、受検庁側で目標値が設定されているわけではなかったが、この場合は誰の目から見ても低いのは明らかという水準であったし、本来、このプログラムの目的から勘案すると、受給資格者の 100%に補助を行うべきであるし、その結果、予算要求金額を 100%活用すべきであると言える（規制の遵守であっても同様に 100%が目標となるはずである）。法律等で基準や目標値をあらかじめ定めているケースは極めて稀であろうが、その場合は、ベストプラクティスや業界内スタンダード、もしくは州間での比較などを行って基準を設定することとなる。

上記の結論を中心として、合計 31 項目の勧告を行っている。主な勧告内容としては、①受給資格のある子供がきちんと恩恵が受けられるよう可能な限りの対応（周知・宣伝活動の徹底、プログラム全体を統括する機能・主体の確保／等）を行うこと、②プログラムの実施によって得られた便益を継続的にモニタリングし、プログラムの効果を計測すること等である。

我々はプログラム官庁ではなく、勧告は行うが強制力はない。したがって、常に報道関係者や州民に対してプレス発表を行うことにしている。彼らを巻き込むことで州議会を動かすことが必要であり、勧告をより具体的に書けば書くほど、効果は高い。

#### (4) 会計検査院によるインパクト評価（パネル・モデル）

地域警察（COPS）補助金が 1990 年代の犯罪防止にもたらした効果に関する中間報告  
米国会計検査院 国家安全保障・司法担当室（2005 年）  
<http://www.gao.gov/new.items/d01542.pdf>  
*Interim Report on the Effects of COPS Funds on the Decline in Crime during the 1990s*  
(GAO-05-699R)

##### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

1994 年に成立した「公共安全パートナーシップと地域警察に関する法律」によって、地域警察官を 10 万人増加させることを目的とした 88 億ドルの新規連邦予算が組まれた。司法長官は同省内に地域警察事業室（COPS：Community Oriented Policing Service）を設置するとともに、93 年 10 月に州政府・地方政府の執行機関を対象にした補助金制度である「地域警察（COPS）補助金」を創設し、2001 年までに総額 73 億ドルの補助を行ってきた。さらに加えて、州政府・地方政府では、警察官の増員に対して自主財源 50 億ドルを費やしてきている。

こうした司法省の取組に対して、複数の先行研究や司法省自身が行ったプログラム評価では、当該補助金は犯罪数・率の低下に効果があったと結論づけているが、国家安全保障・司法担当室（HSJ）は過去に実施したプログラム評価<sup>8</sup>において、①これらの先行研究・評価で採用されている評価手法は、補助金という“手段”と、犯罪数・率の低下という“目的”との間の因果関係を説明しておらず、この評価結果だけをもって補助金の効果であるとは結論づけられないこと、②複数の先行研究・評価の中で、補助金の効果そのものを検証できているものは存在しないこと、を指摘してきた。下院議会司法委員会では、これらの先行研究・評価、及び HSJ の過去のプログラム評価を踏まえ、COPS プログラムが果たして有効なのかどうかについての結論を導き出すために、GAO に対して独自のインパクト評価を実施するよう要請してきた。

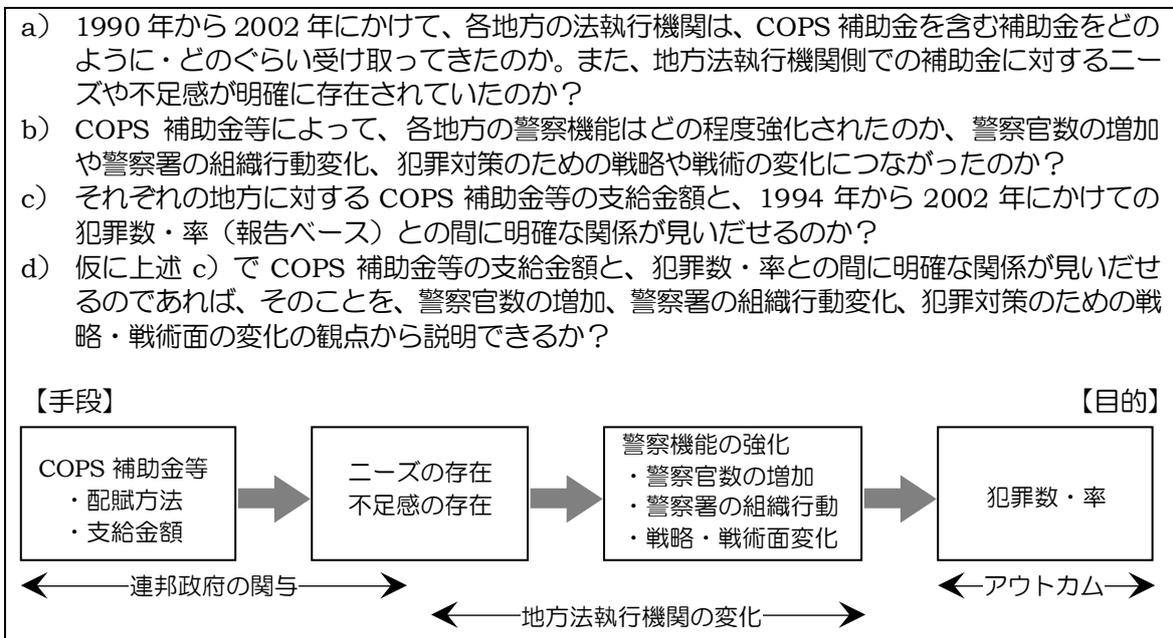
<sup>8</sup> GAO（2003）, *Technical Assessment of Zhao and Thurman's 2001 Evaluation of the Effects of COPS Grants on Crime*（GAO-03-867R）

## ②評価設計

### ■評価デザイン

下院議会司法委員会からの要請を受けた際、通常は6～9か月で完結する調査期間について、最低でも18か月は必要であるとの回答を議会に対して行っており、了承を得てから評価に着手した。まず、約3か月をかけて評価デザインを検討した。評価デザインに関与したのは、HSJのスタッフの他、GAO内で評価手法の指導にあたる応用研究・手法室（ARM: Applied Research Methods）の経済学、統計学、社会心理学等に関する専門知識を有するスタッフが共同で従事した。その結果、以下の4つの評価の問いを基に、インパクト評価を実施することを計画した。

図表 評価の問い



評価設計に着手した当初から、地方特性による差が大きく、全米に点在する警察署の中から無作為抽出によって調査対象を選定すること（それによって、地域の差異を平準化すること）は不可能であること、一方、警察や犯罪に関する全米規模での統計データ、過去の調査データは比較的多く存在すること等を勘案して、クロスセクション、もしくはパネルデータを活用した統計的な分析を基礎とするインパクト評価の設計が念頭にあった。

具体的には、1990年から2001年にかけての犯罪発生データを収録した全米13,133か所の警察署のデータベースを作成した。それぞれの警察署について、補助金受給状況（司法省データ）、報告ベースでの犯罪データ、警察官数（FBIデータ）、経済・社会状況を表すデータ（雇用率、収入、人口、人種、男女比等。商務省データ）を収録・結合したパネルデータとしてセットした。通常、GAOが行うプログラム評価では、ここまで多くの指標のデータセット・分析を行うことはない。

### ■【評価の問い a】 プロセス評価（補助金の配賦方法、支給金額）

まず、COPS 補助金およびその他の補助金が、個々の警察署に対してどのように配分されているのかについて、補助金関連データが残っていた警察署 11,187 か所の情報を基にして、補助金の流れ（フロー、支給金額）を整理した。その結果、これまでの補助金の配賦プロセスでは、補助対象地域の人口の多寡に関係なく配分されてきていることがわかった。この背景には、人口の多寡はそれほど犯罪発生件数に影響を及ぼさないという過去の分析結果があり、それを理由としていた。

しかし、今回データ分析を行った結果、重犯罪の発生状況で見ると、人口の多い地域での発生確率が高いこと、したがって、重犯罪に対応するという認識の下で展開されたプログラムの意図と実態面とが不均衡状況にあることが判明した。

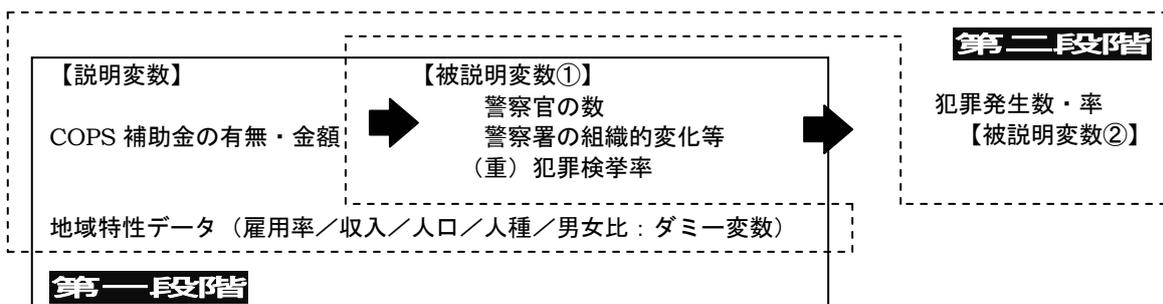
### ■【評価の問い b】 プロセス評価（警察署の戦略・戦術）

次に、全国の警察署を対象にしたサンプル調査（時期を 2 回に分けて実施）を実施し、それぞれの警察署の組織行動の変化や、犯罪対策のための戦略や戦術の変化に関する情報を把握するために、“問題解決力” “職責に応じた対応” “地域コミュニティとの協力” “犯罪行動分析” という 4 つのカテゴリーに関する研修の実施状況・研修終了後のテスト点数を収集した。

これらのデータについて、補助金を受給している警察署と、受給していない警察署との間での with-without 比較、及び、補助金を受給する前後間での before-after 比較を実施したところ、その両方において、共に統計的に有意な差が検出された。

### ■【評価の問い c・d】 インパクト評価（補助金→警察官・署→犯罪数・率の関係）

COPS 補助金等が、警察官の数や犯罪発生数・率に与えた影響を分析するために、前述のパネルデータを用いて、固定効果回帰モデル（fixed effects regression model。具体的には、地域特性データをダミー変数としてモデル内に組み入れている）を用いた二段階回帰分析（two-step regression）を行うこととし、それぞれの影響の規模と統計的有意性を検証することとした。二段階回帰分析の基本構造は以下の通りである。



$$Police_{it} = \beta_1 HIRE_{it} + \beta_2 MORE_{it} + \beta_3 INNOV_{it} + \beta_4 MISC_{it} + \beta_5 BYRNEDIS_{it} \\ + \beta_6 LLEBG_{it} + \beta_7 NONCOPS_{it} + \chi X_{it} + \alpha_i + \alpha_t + \alpha_{st} \\ + \text{犯罪成長率} \times \text{人口規模層化} \times \text{経過年}$$

$$Crime_{it} = \mu_1 HIRE_{it} + \mu_2 MORE_{it} + \mu_3 INNOV_{it} + \mu_4 MISC_{it} + \mu_5 BYRNEDIS_{it} \\ + \mu_6 LLEBG_{it} + \mu_7 NONCOPS_{it} + \pi X_{it} + \delta_i + \delta_t + \delta_{st} \\ + \text{犯罪成長率} \times \text{人口規模層化} \times \text{経過年}$$

【被説明変数】

Police<sub>it</sub> : i 警察署における t 年時での住民人口 1 万人あたりの警察官の数

Crime<sub>it</sub> : // 犯罪発生率（総合指標、及び犯罪種別別の発生率双方を検討）

【説明変数】

HIRE<sub>it</sub> : i 警察署における t 年時での「警察官雇用に関する COPS 助成金」の金額（住民人口比）

INNOV<sub>it</sub>、MISC<sub>it</sub> :

: i 警察署における t 年時での「COPS 関連の助成金（種別別）」の金額（住民人口比）

BYRNEDIS<sub>it</sub>、LLEBG<sub>it</sub>、NONCOPS<sub>it</sub> :

: i 警察署における t 年時での「COPS 関連以外の助成金（種別別）」の金額（住民人口比）

X<sub>it</sub> : i 警察署における t 年時での社会経済状況を表す指標。雇用率、1 人あたり収入、15～24 歳人口比、有色人種人口比

α : 固定効果（地域特性を表すダミー変数）。添え字 st は州レベルの、i は警察署レベルの、t は年次レベルの、それぞれの固定効果を設定。

資料) GAO (2005), *Community Policing Grants: COPS Grants Were a Modest Contributor to Declines in Crime in the 1990s* (GAO-06-104)

それぞれの回帰式では、単位人口当たりの COPS 補助金、その他の補助金、地域の経済情勢などを説明変数とし、警察官の数、犯罪発生率をそれぞれ被説明変数とした重回帰モデルを構築している。固定効果回帰モデルを採用することによって、説明変数として組み入れることが困難な地域特性をある程度制御することができた。

さらに、警察官の配置に伴う犯罪発生率の低下状況を見るべく、人口比あたりのデータで基準化し、弾性値を求めた。その結果、COPS 補助金により何名の警察官が増員されたのか、警察官の増員により犯罪発生率がどのくらい低下するかという原単位として、補助金 25,000 ドルの投入あたり警察官が 0.6 人増加すること、人口比 1% の警察官増加により、0.1～2% 程度犯罪発生率が低下するとの結論を得た。これらのデータを基に、全米規模でのプログラムの効果を推計する予定である。

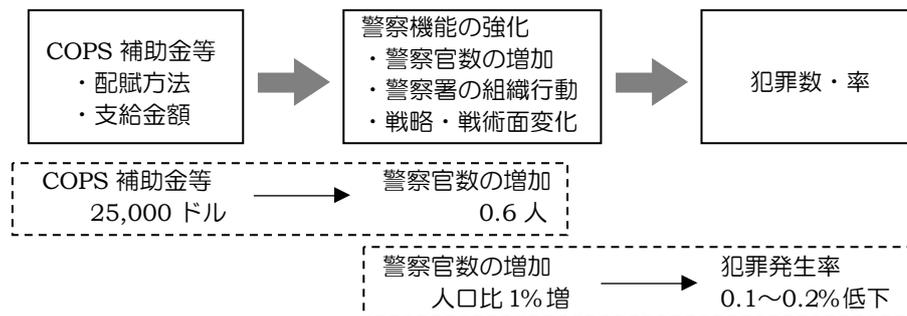
$$\text{弾性値} = (\mu_1 / \beta_1) \times (\text{Police}_{1993} / \text{Crime}_{1993})$$

Police<sub>1993</sub> : 1993年からの住民人口1万人あたり警察官の増加数(平均値)

Crime<sub>1993</sub> : 1993年からの犯罪発生率増加数(平均値)

$\mu_1, \beta_1$  : 前述の回帰式における「警察官雇用に関するCOPS補助金」の係数

資料) GAO (2005), *Community Policing Grants: COPS Grants Were a Modest Contributor to Declines in Crime in the 1990s* (GAO-06-104)



### ③評価結果とりまとめ

最終報告書は2005年秋に公表される予定となっており、最終報告書案を司法省その他の関係機関に送付し、その後意見を聴取し、必要な協議・修正を経て公表となる。最終報告書版では、COPS補助金→警察官増加・警察署の能力向上→犯罪数・率の低下というフロー、地方警察関連補助金の配分状況、補助金と警察官・警察署、犯罪発生との関係性、費用便益分析の観点等を付け加えて取りまとめる予定である。

Year	住民1万人あたりの警察官の数(推計)		うちCOPS補助金(推計)		COPS補助金による増員数(推計)	
	増員数(2+3)	COPS補助金以外(1の内数)	COPS補助金(1の内数)	構成比(3/1)	調査対象	全米
	1	2	3	4	5	6
1991	19.32	19.32	0	0	0	0
1992	19.32	19.32	0	0	0	0
1993	19.38	19.38	0	0	0	0
1994	19.65	19.65	0.003	0.02	64	84
1995	20.55	20.47	0.07	0.35	1,407	1,916
1996	20.71	20.39	0.32	1.55	6,210	8,639
1997	21.05	20.54	0.51	2.42	10,085	13,897
1998	21.18	20.54	0.64	3.02	12,900	17,630
1999	21.61	21.02	0.59	2.72	12,153	16,415
2000	21.15	20.53	0.62	2.91	13,335	17,387
2001	20.89	20.46	0.43	2.05	9,535	12,226
Total					65,688	88,195

資料) GAO (2005), *Community Policing Grants: COPS Grants Were a Modest Contributor to Declines in Crime in the 1990s* (GAO-06-104)

#### ④評価担当者のコメント等

もともと HSJ では、他省庁が実施したプログラム評価の品質及び内容面のチェックを行う有効性検査を年に 1 回程度行っている。特に司法省の場合、他府省と比較してもプログラム評価を行う頻度が高い。過去に 1 度だけ GAO 独自のインパクト評価（1983～4 年にかけて評価を行った、改正移民法の導入が労働者への不当差別につながらないかについての有効性検査）を実施したという記憶があるが、当時も現在も、GAO が自らインパクト評価を行うのは極めて稀なケースである。

このインパクト評価を通じて得られる結論は、COPS 補助金には効果が認められるというポジティブなものであり、司法省その他の関係機関から疑義を唱えられることはまずないであろう。ただし、下院議会司法委員会は COPS 補助金をやめてしまいたいからこそ GAO に対して評価を依頼してきたという経緯もあり、議会側が評価結果に対して満足するかどうかはわからない。あくまで GAO、HSJ は客観的な分析を行うことが要請されているのであって、当然のことながら、クライアントの意に添わない結論になることもありうる。ここから先はあくまで議会の判断に委ねることとなる。

この評価では、“COPS 補助金が犯罪の低下に貢献・寄与しているか” が評価の問いであり、そもそも勧告（recommendation）を行うことが求められなかった。仮に“COPS 補助金やその受給者である警察署がうまく機能しているか” という評価の問いであれば勧告を行っていたであろうし、むしろ GAO の仕事はそういう形のものがメインである。

(5) マッチング・モデル (事後段階・1対1)

ミネソタ州の「まずは仕事を (Work FIRST)」プログラムと家庭投資プログラム (MFIP) の評価

米国保健福祉省 子供・家族局 計画・調査・評価室 (2003年)  
*Evaluation of Minnesota's Work FIRST and MFIP Programs*

[http://www.cortidesignhost.com/maximus/cpss/Findings\\_from\\_the\\_WorkFIRST-MFIP\\_Evaluation-Final%20Report.pdf](http://www.cortidesignhost.com/maximus/cpss/Findings_from_the_WorkFIRST-MFIP_Evaluation-Final%20Report.pdf)

①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

ミネソタ州で行われた、低所得者層に対する公的扶助からの脱却と就労を促進する 2 つの異なる公的扶助プログラムを相互に比較することを通じて、プログラムの効果を検証するものである。2 つのプログラムいずれも、低所得者層を対象にした「福祉から労働へ (Welfare to Work)」の転換を図るために行われる公的扶助であり、その受給要件の 1 つとして『就労していること』を義務づけているものであるが、公的扶助の申請を行ってから就職先を見つけるまでの猶予期間 (タイムトリガー) がそれぞれ異なっている。

プログラム名	プログラム概要	猶予期間
「まずは仕事を」プログラム (Work FIRST)	1996 年から一部の郡 (カウンティ) レベルで実施した実験的プログラム。従来、類似の公的扶助を受けたことのない者に限って、公的扶助を行うもの。	なし。申請時点で就職していることが受給要件の 1 つとして設定されている
ミネソタ州家庭投資プログラム (MFIP)	1998 年から開始された、TANF プログラム (貧困家庭への一時的な生活保護) の一環として実施されたプログラム。連邦政府から州に対する補助金であり、従来の公的扶助と異なり、生涯を通じた受給期間を一定期間に限定し、かつ受給資格として就労していることを義務づけるもの	郡 (カウンティ) レベルで設定可能概ね、1 か月以内を設定するところと、6 か月を設定するところが存在

②評価設計 ・ ③評価結果取りまとめ

Work FIRST と MFIP における、公的扶助の申請を行ってから就職先を見つけるまでの猶予期間の相違が、プログラムの効果にどのような影響を与えるのかを検証するため、それぞれのプログラムを実施している郡 (カウンティ) レベルで 1 対 1 マッチングさせ、その間での比較を行う疑似実験分析 (マッチング・モデル) を実施した。

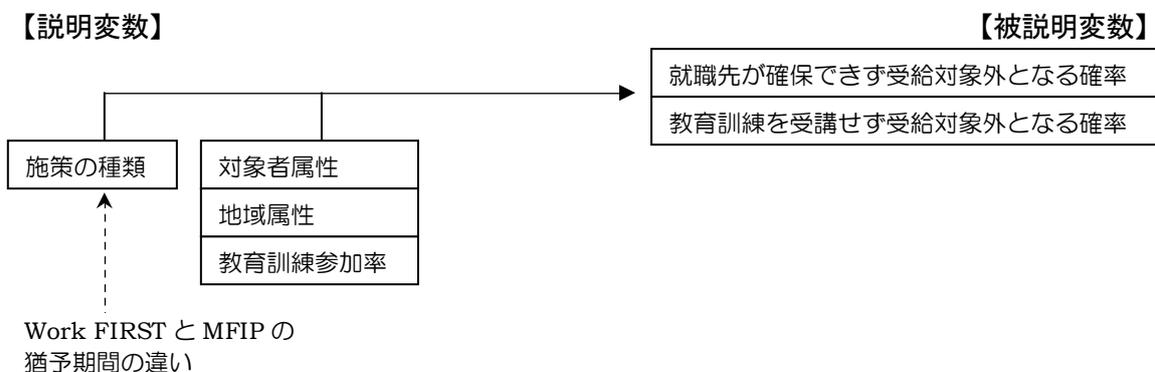
マッチングさせる郡の選択に際しては、人口統計データ (男女比、結婚率、人種・民族構成等) 上で類似している地域を抽出している。その上で、6 郡・計 1,365 人の審査基準を満たした個人に調査が実施された。

プログラム名	猶予期間	マッチンググループ①	マッチンググループ②
Work FIRST	なし (受給時)	Carver 郡	Clay 郡
MFIP	1 か月	McLeod 郡	Kandiyohi 郡
	6 か月	Nicollet 郡	Blue Earth 郡

検証する評価の問いとして、以下の 4 つが設定された。

- a) Work FIRST は、(MFIP に比べて) 公的扶助からの脱却、就職先の確保などに効果的だったか。猶予期間の違いがどのように影響を及ぼしたのか。
- b) Work FIRST で要請している猶予期間の短さは、施策対象がすぐに就職先を確保するという行動につながったか。
- c) Work FIRST の認可のために要請しているその他の要件による影響はどのようなものだったか？
- d) Work FIRST と MFIP の受給終了後 (12 か月後、18 か月後) に、下記のアウトカム項目はそれぞれどのような状況になったか。
- 雇用
  - 収入
  - 雇用状況
  - 生活状況
  - 家族構成
  - 子供の教育

具体的には、プログラム (猶予期間の違い) のもたらす効果として、「申請後に就職先が確保できず受給対象外となる確率」や「公的扶助の要件として課される教育訓練を受講せず受給対象外となる確率」を被説明変数とし、「プログラム種類」「施策対象属性」「教育訓練への参加率」等を説明変数とする Cox 回帰モデルを用いて検証している。なお、実際の評価設計・分析は、ミネソタ州福祉省から MAXIMUS 社への委託で 1998 年から 5 年間かけて行われている。



#### ④評価担当者のコメント等

なお、この評価に着手した後に、ミネソタ州では 2000 年 7 月に MFIP の猶予期間を 1 か月にする旨の制度変更を行ったが、当該評価プログラムへの影響を最小限にするために、猶予期間を 6 か月に設定していた Nicollet・Blue Earth 郡への制度変更適用を遅らせるという例外的措置をとった。

保健福祉省として、このインパクト評価はあまり良いやり方ではなかったと思う。特にマッチング・モデルは、マッチングさせた 2 つの対象間に、プログラムの有無以外に差がないことを前提とするが、この論理的な説明は極めて困難である。理想的にはランダム実験モデルを採用すべきであろうが、必ずしも全ての評価でランダム実験モデルが実現できるわけではない。したがって、ここで採用した評価手法は、当時実施しうる最良の手法であったと考えている。マッチング・モデルは、インパクト評価の手法としては極めて疑わしい結果しか見いだせないが、プロセス評価、もしくはアウトカムの達成状況を検証する評価として割り切っていくのであればいい。例えば、マッチング・モデルの分析結果を、施策対象を属性によって細かく細分化してみたり、施策対象にならなかった者の動向を分析したりすることで、分析に深みを持たせることも可能である。

## (6) 統計的等化モデル

持ち家への投資パートナーシッププログラム (HOME) を通じた住宅購入者の行動に関する研究

米国住宅都市開発省 政策開発・研究室 (2004 年)

*Study of Homebuyer Activity through the HOME Investment Partnerships Program*

<http://www.huduser.org/publications/hsgfin/homebuy.html>

### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

国民の持ち家率を高めることは、住宅都市開発省が設定している 6 つの戦略目標のうちの 1 つにあたる。このプログラムは、就労はしているが世帯収入の低い世帯に対して、持ち家を持つという夢を叶えるものであり、このプログラムを通じて地域社会に定住すること、地域社会活動への参加を促すことが目的とされている。

HOME 補助金は、連邦政府の数ある補助金の中でも比較的柔軟な補助制度であり、全体の 40% を州に、60% を地方政府に自動的に振り分け、その用途を州政府・地方政府の裁量に最大限委ねる方式 (PJ 方式) を採用している。実際に、地方政府は地元の事情を勘案して、住宅購入者向けの支援措置を任意に設けることが可能であり、地方での運用実績を見ると、概ね 4 つの類型 (住宅取得、貸家開発、テナント単位の貸家支援、既存所有資産の修復) に分けられる

### ②評価設計

ここでは、上記の 4 つの類型の中でも特に『住宅取得』に焦点を当てて評価を行うこととした。1990 年のプログラム導入以降、125 万世帯の住宅取得を支援してきており、支援の対象は、頭金、権限移転経費、取得、建築、移住、ローン支払利子補給、信用保証、賃貸支援等様々な形で行われてきている。過去にも住宅都市開発省では、様々な使途を可能にしている HOME 補助金の実績を追跡することを試みたが、極めて限定的な結論しか得られなかった。この評価では、各地方政府で実施されている支援措置 (の違い) と、それらが住宅取得を長期的に後押しすることにどのようにつながったのかを検証することを目的とした。

検証する評価の問いとして、以下の各点が設定された。ただし、それぞれの地方政府で実施されている複数の支援措置がもたらす効果 (の差) を、地域特性の違いと厳密に区別する形で抽出することは不可能であるとの認識の下、自然実験方式 (Natural Experiment) を採用しており、施策対象を属性によって細分化し、その特徴を見ることによって、施策対象のどのセグメントに最も効果的だったのかを明らかにする『統計的等化モデル』の

採用と、最も有効な支援措置に関する意見を聴取する行政官アンケートが実施されている。実際の調査は、2001年10月から2年間にわたって、アプトアソシエイツ社が実施した。

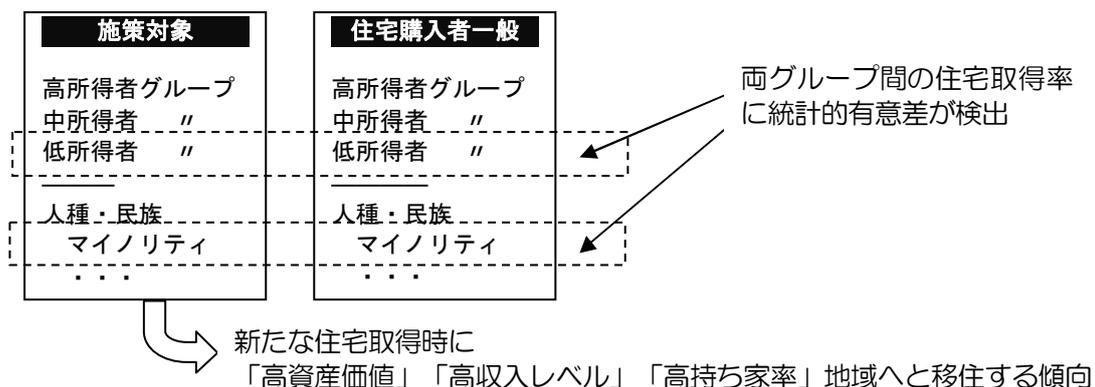
- a) HOME 補助金に関する過去の政策決定・変更過程、HOME 補助金の提供方法の変遷
- b) HOME 補助金を受けて住宅を取得した者の属性分析
  - ・ 支援内容・金額と、取得された住宅の種類・場所・購入金額との関係
  - ・ 住宅取得時に実施したカウンセリングサービスの有効性
  - ・ 住宅取得者属性別の住宅取得関連アウトカム値の比較
- c) 支援措置のうちどれが最も費用対効果が高いか。

分析に用いたデータの多くは、行政（連邦政府、州政府、地方政府）が保有している行政データ（プログラムを活用することで新たに住宅を購入した 1,200 世帯の詳細属性データ）と住宅購入者一般のマクロデータに依存している。その他、データを補完するために、郵送式アンケート（601 地域）、準構造化インタビュー（60 対象）を実施している。

### ③評価結果とりまとめ

#### 【評価の問い b】

施策対象と住宅購入者一般のマクロデータとを比較すると、低所得者の住宅取得機会の増加にポジティブな影響を与えていること、取り分け、人種・民族的なマイノリティ家庭に貢献してきていることがわかった。さらに、当該プログラムの対象者は、新たな住宅を取得する際に、より資産価値が高く、収入規模が高く、かつ持ち家率の高い地域へと移住する傾向が強いことが分かった。



### 【評価の問い c】

地方政府で行われている支援プログラムは、概ね、①住宅購入者に対して取得金額等の補填を行う直接支援プログラム、②住宅開発行為に対する助成を行う開発支援プログラム、③上記①②双方を含むジョイントプログラム、の 3 つに大別可能である。地方政府で住宅取得支援プログラムを担当している行政スタッフへの調査（郵送式アンケートと、準構造化インタビュー）を行ったところ、①の「直接支援プログラム」が最も費用対効果が高いという意見が多かった。なお、調査対象とした地方での支援措置の利用状況を見ても、全体の 4 分の 3 以上が①の「直接支援プログラム」であることが分かった。

### ④評価担当者のコメント等

このプログラム評価結果を公表した後、新しい住宅取得支援措置「American Dream Down payment Initiative」が導入されており、HOME 補助金の対象範囲が拡充される形で継続されている。

このプログラム評価では、過去に行政が保有してきた行政データを中心にして評価を行っている。住宅都市開発省（政策開発・研究室）が行うプログラム評価の大半は、こうしたプロセス評価、アウトカムの達成状況を検証する比較的単純なインパクト評価である。とはいえ、助成金を受けた人がその後どうなったのか、誰に対して最もインセンティブが働いたのかという点を検証するだけでも、十分有意義な情報が得られるということの証左でもある。得てして、評価に関心がある人であればあるほど短期間で結論を導き出すことを求める傾向にある。また、評価を行う我々も官僚機構の一部に位置づけられている以上、省の上層部が変われば作業方針も大きく変わる事となる。したがって、大規模なランダム実験モデルのような長期間にわたったプログラム評価は設計しにくい状況であり、説得力・結果の厳密さの面では不十分であるとしても、比較的早期に評価結果を得ることができるプロセス評価、アウトカムの達成状況を検証する比較的単純なインパクト評価で対応せざるを得ない状況である。

## (7) クロスセクション・モデル

ギャングへの抵抗に関する教育訓練 (GREAT) プログラムに関する評価

米国司法省 国立司法研究所 (2004 年)

*Evaluating G.R.E.A.T: A School-Based Gang Prevention Program*

<http://www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/198604.pdf>

※ GREAT : Gang Resistance Education And Training

### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

ギャングへの抵抗に関する教育訓練 (GREAT) プログラムは、中学生を対象として、地元の警察官等が年間 9 コマの教育プログラムを実施するプログラムである。具体的にはギャングに荷担・加入することの危険性・反社会的行為の無意味さ等について教育を行うこと、それを通じて、非行行動の防止、ギャングへの荷担・加入の防止、及び、法執行官 (警察官) との良好な関係を築くことがプログラムの目的とされている。これまでの類似プログラムでは、問題のある児童だけを対象として教育プログラムを実施することが多かったが、GREAT プログラムでは、現時点で問題児であるか、もしくは将来的に問題児になる可能性があるか等の予見を持たずに、クラス全員を対象にした教育プログラムを実施することに特徴がある。

評価に着手した当時は、財務省の酒・タバコ・銃器局 (ATF : Bureau of Alcohol, Tobacco and Firearm) が所管していたプログラムであるが、現在は組織再編に伴い司法省に属している。これまでに、全米 2,100 校で 34 万人が受講している。

### ②評価設計

議会及び財務省 (当時) からの要請に基づき、1994 年に評価に着手した。実際の評価作業は、競争入札によりネブラスカ大学に委託することとなった。評価に着手する際、クライアントである財務省は、とにかく早く結論が欲しいと要望していた。一方国立司法研究所 (NIJ) では、教育プログラムは効果の発現までに一定期間要するものであり、プログラム実施から一定期間経過後のフォローアップは必要不可欠であると認識していた。こうした 2 つの要請を鑑みて、このプログラム評価は、主に以下の 2 つのフェーズに分けて評価・分析を行うこととした。

フェーズ	評価手法	概要
短期的成果 (実施直後)	クロスセクション 分析	プログラム対象者・非対象者の「意識面」での差に注目。 プログラム実施直後の生徒(グループ)に対して、ギャング・非行 行動、警察官に対するイメージを聴取するアンケートを実施。非対 称者(グループ)と、意識面での差が生じているかを検証。
長期的成果 (5年後)	長期時系列分析	プログラム対象者・非対象者の「意識面」「行動面」での差に注目。 プログラム実施から5年経過した後のプログラム対象者(グルー プ)と非対象者(グループ)との間で、意識面・行動面での差が生 じているかを検証。

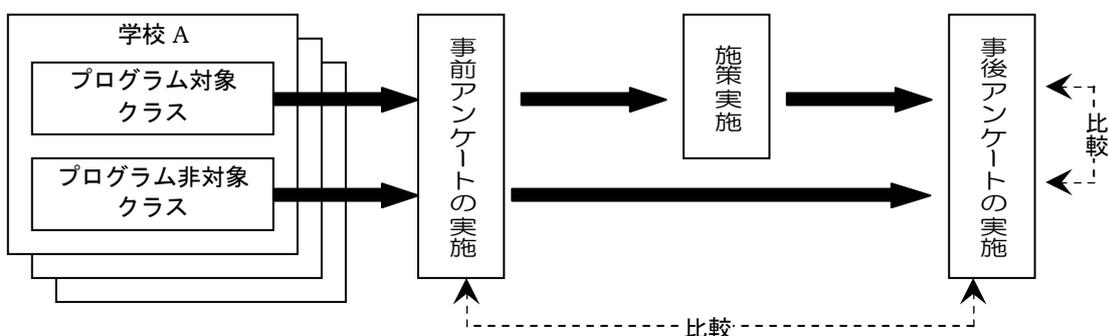
なお、このように、プログラムの実施によりもたらされる成果を、短期→長期のように概念整理した上で評価を行うデザインを、評価書内では「セオリードリブン評価」として紹介している。

### ①クロスセクション分析

まず、短期間に把握可能な成果として、GREATプログラムの対象者の『意識面』での変化に焦点をあてた分析を行うこととした。具体的には、全米11地域を対象に、同一校内でGREATプログラム対象クラスと非対象クラスとを割り付け、プログラム実施前後の生徒個人データとグループ(クラス平均)データとを比較する方法を採用した。

その結果、GREATプログラムは、意識レベルの変化(ギャング・非行行動、警察官に対するイメージ)には有効という結論が得られた。

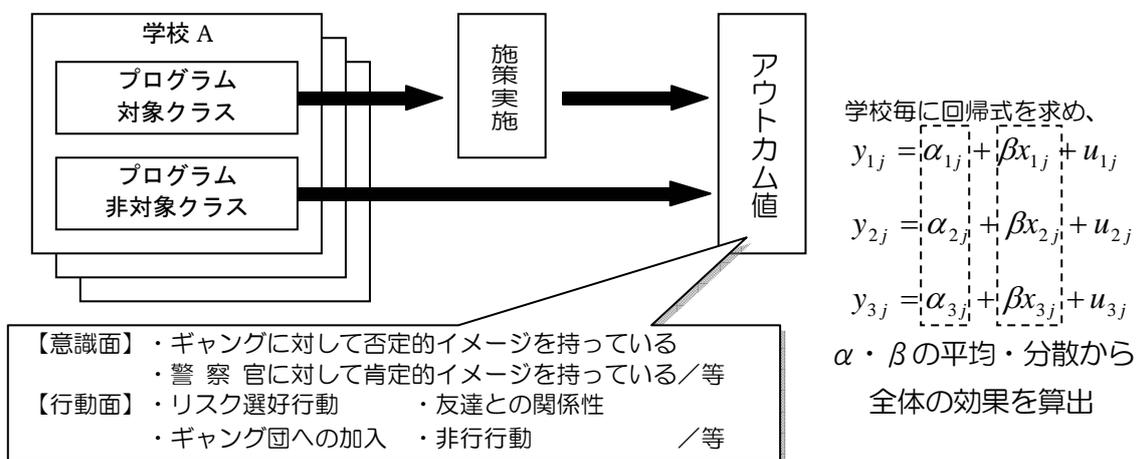
対 象		プログラム		効 果
学校 A	プログラム対象クラス	○	→→	プログラム対象クラスと非対象クラスとの間で、ギャング・非行行動、警察官に対するイメージ等の『意識面』の差異が生じるか？
	プログラム非対象クラス	×	→→	
学校 B	プログラム対象クラス	○	→→	
	プログラム非対象クラス	×	→→	
...	...	...	...	
...	...	...	...	



## ②長期時系列分析 (Longitudinal Research)

次に、長期的に発言する成果として、GREATプログラムの対象者の『意識面』と『行動面』での変化に焦点をあてた分析を行うこととした。具体的には、全米 6 地域を対象に、第 7 学年から第 11 学年にいたる児童について、GREAT プログラム対象クラスと非対象クラスの個人データとグループデータを、5 年間にわたり継続的にモニタリングした。分析の対象とする地域の選定に際しては、1995 年時点で GREAT プログラムの対象となっていた地域のうち、地理的配置と当該地域における学区と地域警察署との協調関係が確保されていること等を勘案して地域を選定した。

得られたデータを階層線型モデル (Hierarchy Linier Model) にかけることにより、地域・学校間の差異を考慮に入れた多変量回帰モデルを構築し、分析を実施した。



その結果、5 年経過後の時点で、以下の『意識面』及び『行動面』での効果 (アウトカム値) については、統計的に有意な差が認められた。

- ・ 犯罪に巻き込まれた割合 : 7%の差
- ・ ギャングに対して否定的イメージを有している者の割合 : 5%の差
- ・ 警察に対する好意的態度を有している者の割合 : 5%の差
- ・ リスク選好行動 : 5%の差
- ・ 友達との関係性 : 4%の差

一方で、「ギャング団への加入・負担」「非行行動」等、長期的・最終的な効果として期待されている『行動面』での効果 (アウトカム値) については、統計的に有意な差は認められなかった。

### ③評価結果とりまとめ

評価結果として、生活態度の改善や、非行リスク要因の減退という生徒の意識面での教育的効果が確認された。特に、比較的少額の費用で効果が達成できるという点でプログラムのメリットが存在すると考えられる。

一方、ギャング団への加入・荷担や非行行動等の実態行動に対しては統計的に有意な差が見られなかったことから、これに対応する別の新たな戦略が必要であると考えられる。

なお、2001年に評価作業は終了、2004年に最終報告書が発表されているが、2001年にまとめた中間報告を受けて、財務省では教育カリキュラムの変更と、新たなインパクト評価に着手している。

### ④評価担当者のコメント等

評価に着手した1994年から現在に至るまで、数々の中間報告と、関連するレポートが多数発表されている。これらは全て、政府の公式発表としてではなく、あくまで委託先であるネブラスカ大学の研究者等による研究レポートの位置づけで発表されている。我々（司法省国立司法研究所）としては、評価を通じて得られた調査結果のみを提示しており、その判断については議会に委ねている。

州政府に対する補助金の場合、それぞれの地域で行われるプログラムは地域に応じて修正され、それぞれの地域の独自の手法で運用されることとなり、州間、地域間で標準化されていないため、厳密な評価は困難である。

## (8) コスト・パフォーマンス評価

ペンシルバニア州における日曜狩猟の解禁が潜在的にもたらす経済的・社会的その他のインパクト

ペンシルバニア州議会 予算・財政委員会事務局 (2005年)

*Potential Economic, Social, and Other Impacts of Expanding Sunday Hunting in Pennsylvania*

<http://lbfc.legis.state.pa.us/factsheets/2005/372%20Sunday%20Hunting.pdf>

### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

ペンシルバニア州では、1873年から日曜狩猟を行うことを禁止する法律が存在している。一部例外が設けられており、①雄鶏・きつね・コヨーテの狩猟、②商用ベースの狩猟場で許可を受けている場所、については可能となっている。日曜狩猟については、伝統的に存在する問題であり、住民・関連業界・議会がそれぞれ感情的に関与していた。

1990年代以降、日曜狩猟を規制する法律の改正・一部例外事項の拡大に関する議論が活発化しており、2004年には一部例外の拡大に向けた3つの法案が提出された。

今回の分析は、上院議会ゲーム委員会の議員が、日曜狩猟を解禁することが経済・税収に与える影響を明らかにして欲しいという要望を行ったことに端を発している。その後、別の複数の議員が経済的観点のみならず社会的観点や、自然科学上の影響も考慮に入れるべきだとの主張をしたことから、今回の分析の形が形成されている。

### ②評価設計

#### ■評価デザイン

- 議会の要請を受けた予算・財政委員会事務局 (LBFC) では、漁業や野生生物の経済分析に知見のあるサウスウィック・アソシエイツ社に委託して調査分析を実施した。
- まず、経済的影響の分析に際しては、連邦内務省 (Department of Interior) が過去に実施した狩猟活動、同関連産業に関する調査・統計データ、分析フレームワークを適用することとした。サウスウィック・アソシエイツ社は、連邦内務省の分析を担当したこともあり、過去に行った調査手法・関連データをそのままの形で採用することとした。なお、外部委託費として38千ドルの費用を要している。
- 次に、社会的影響の分析に際しては、日曜狩猟に関係する利害関係者として「許可狩猟者」「商用狩猟場の運営者」「狩猟場の土地保有者」に対してアンケートベースでの調査を実施し、日曜狩猟解禁に対する賛成・反対意見を聴取した。同時に、全米50州の中で日曜狩猟を禁止している9州についての実態調査を行った。この調査については、LBFCのスタッフが担当した。

## ■費用便益分析のオプション

- 日曜狩猟を解禁するオプションとして、①オールシーズン許可する、②しか狩のピークシーズン 2 週間のみ許可する、という 2 つのシナリオを想定した。これは、以前連邦内務省が実施した分析フレームワークを参考にしている。その上で、許可狩猟者、規制下で営業を行っている商用狩猟場の運営者、狩猟場の土地保有者に対してアンケートベースでの調査を実施し、当該アンケート調査結果と、過去に行われた先行研究結果を基にして、日曜狩猟の解禁がもたらす便益を計測することとした。

### <許可狩猟者>

- 州内居住者 880 人、その他 120 人の狩猟者を対象として調査。49%回収により、95%信頼区間で±4.4%。
- 解禁を行う「生物」についての回答は、しかが最も人気があり（全体の 85%が支持）、調査によると、現状より 7 日間は狩猟の日数を増やすという回答あり。
- 解禁を行う「期間」についての回答は、オールシーズン許可（77%）、しか狩のピークシーズン 2 週間のみ許可（64%）。
- 一方、反対する者の主な意見としては、「安息日に狩りをすることは望ましくない」「野生生物にも安息日を与えるべき」「伝統的に禁止されている」「土地所有者にとって望ましくなく、現在の営業をやめてしまうかもしれない」等。

### <商業狩猟場の運営者>

- 州内全 113 事業者を対象として調査。74%回収により 95%信頼区間で±5.6%。
- 全体の 25%が反対。主な理由は「隣人との関係を悪化させる」

### <土地所有者>

- 事業協会加入者から 500 人、議会ゲーム委員会の加入者から 500 人、それぞれ無作為抽出（ランダム・サンプリング）。回収率 45%。
- 全体の約 8 割が反対。主な理由は「プライバシーが侵害される」「宗教上・モラル上で望ましくない」

## ■便益規模の計測・金銭価値化

- 分析の手順は、①2001 年の連邦政府統計調査で収集された狩猟者の支出構造に関するデータを用いて、②製造業・卸売業・小売業それぞれの業種に対する支出として分解、③地域産業連関モデル（RIMS モデル）で需要創出・雇用創出を推計、④州政府による税収入の拡大を推計。
- アンケート調査により、日曜狩猟をオールシーズン許可した場合、年間 4.7 日狩猟に

数が増えるという回答が得られたことと、上記①の統計調査により、狩猟者の日曜狩猟 1 日あたり 169.57 ドルが消費されるというデータが得られたことを受けて、分析を実施。その結果、629 百万ドルの経済効果、5,300 人の雇用創出、18 百万ドルの税収増が生まれると試算している。

**ペンシルバニアにおける日曜狩猟解禁によってもたらされる経済効果  
(2003 年時点での経済効果データ)**

		狩猟人日	小売業の 売上	消費増加 (乗数効果)	収入	雇用	売上税 収入	所得税 収入
<b>A. 現時点での経済効果 (日曜狩猟解禁せず)</b>								
オールシーズン	Total:	13,725,912	\$1,191,754,354	\$2,327,501,264	\$533,388,227	19,644	\$52,035,629	\$14,934,870
	Per Day:	-	\$86.83	\$169.57	\$38.86	0.00143	\$3.79	\$1.09
しか狩 シーズンのみ	Total:	7,291,180	\$512,435,564	\$1,009,034,534	\$238,280,642	8,898	\$22,832,165	\$6,671,858
	Per Day:	-	\$70.28	\$138.39	\$32.68	0.00122	\$3.13	\$0.92
<b>B. 日曜狩猟を解禁した場合</b>								
オールシーズン	Total:	17,433,214	\$1,513,641,401	\$2,956,148,019	\$677,453,789	24,949	\$66,090,199	\$18,968,706
	Per Day:	-	\$86.83	\$169.57	\$38.86	0.00143	\$3.79	\$1.09
しか狩 シーズンのみ	Total:	8,624,404	\$606,136,663	\$1,193,540,941	\$281,851,307	10,525	\$27,007,127	\$7,891,837
	Per Day:	-	\$70.28	\$138.39	\$32.68	0.00122	\$3.13	\$0.92
<b>C. 日曜狩猟解禁による正味の効果</b>								
オールシーズン	Total:	3,707,302	\$321,887,047	\$628,646,755	\$144,065,562	5,306	\$14,054,570	\$4,033,836
	%:	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%	27.0%
しか狩 シーズンのみ	Total:	1,333,224	\$93,701,099	\$184,506,407	\$43,570,664	1,627	\$4,174,962	\$1,219,979
	% growth	18.3%	18.3%	18.3%	18.3%	18.3%	18.3%	18.3%

**③評価結果とりまとめ**

日曜狩猟解禁による経済的効果が発生することは確認された。

一方、国民は、経済的な観点を越えたところでの関心（例えば、宗教上・社会上・土地利用における平和の侵害等）が高く、日曜狩猟の解禁に関する政策判断を、経済的な観点のみで行うことは困難であると考えられる。今後、これらの経済的な観点以外の点に対する考慮が必要である。

#### ④評価担当者のコメント等

通常の評価・分析レポートには勧告（**recommendation**）を必ず含めるが、あくまで我々が行ったのは政策分析であり、この結果を基に判断するのは議会であるという認識の下、この分析レポートではあえて勧告を含めなかった。議会ゲーム委員会にこのレポートを提出しているが、現時点ではまだ政策判断がなされていない状況である。

(9) マッチング・モデル (事前段階・1対多)

米国農務省における高齢者の栄養に関する実験的プログラムについての評価

米国農務省 経済調査サービス (2005年)

*Evaluation of the USDA Elderly Nutrition Demonstrations*

<http://www.ers.usda.gov/Publications/CCR9-1/>

①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

歴史的に見ると、60歳以上の老人低所得者層は、食料クーポン券配給プログラム (FSP)<sup>9</sup>の受給資格を持っている者の3人に1人しか加入しておらず、さらに加入率は年々減少してきている。加入率を促進し、老人低所得者層の栄養状態を一定程度に確保することを目的として、実験的プログラムとしての高齢者の栄養に関する実験的プログラムを2002年から6州で開始することとなった。

この実験的プログラムでは、「資格要件緩和」「申請手続きの直接的な支援」「電子支払カードを提供する代わりに月次で商品を渡すオプションの併設」という3つのモデル事業を採用している。これらの3つのモデル事業を実施することで、a) 老人低所得者層の加入率を高めるのに有効に機能したのか、b) 中でもどのような対象者層に対して有効なのか、c) どのモデル事業が好まれ、嫌われるのか、d) どのモデル事業が最も費用対効果が高いか、を検証することとした。

この実験的プログラムは食料営業サービス局が担当し、そのプログラム評価を経済調査サービス (ERS) が担うこととなった。通常 ERS が行う評価は、原局からの委託調査の形で依頼される場合が多いが、食料営業サービス局の評価予算がそれほど確保されなかったことから、ERS の独自予算も合わせることによるジョイント評価として実施することとなった。なお、それまで ERS はあまり実験的プログラムの評価を行った経験はなかった。

<sup>9</sup> 1964年に開始された、低所得世帯を対象にフードスタンプ (食料クーポン券) を交付する連邦政府のプログラム (実務は州政府)。2004年度予算で、対象者は2,160万人、予算額は250億ドルで、1人当たり月額平均83ドルの支給が見込まれている。フードスタンプによって購入可能なものは、人が消費する食料、家庭での消費を目的に栽培するための種子及び作物、非アルコール飲料とされ、アルコール飲料、タバコ、家庭用品の購入やレストランでの食事には使えない。フードスタンプによって購入した場合は、連邦法によって消費税が免除されている。

## ②評価設計

原局と ERS の共同チームを組成し、評価デザインと評価の問いを列挙することから始めた。その後、外部委託仕様書を作成し、調査計画と具体的な方法についての企画提案を行い、最終的にマスマティカ政策研究所に委託することとなった。

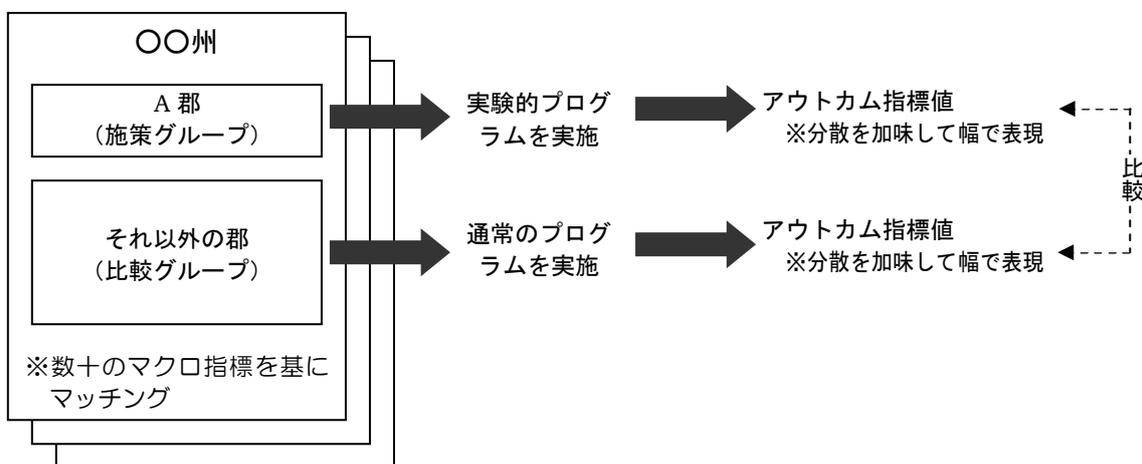
特に論点となったのは、比較の対象となる比較グループをどのように設定・抽出するかという点であった。FSP は一定の基準を満たす者全てに受給資格を与えるものであるため、現時点で FSP プログラム受給していない人には、公的補助を受けたくないという何らかの心理的な要因が存在することが想定される。しかし、こうした心理的要因は観測・確認できず、かつ無作為抽出によってコントロールすることはできないという結論に至った。したがって、施策グループと比較グループの前提条件を厳密な意味で同一にできないという判断から、ランダム実験モデルではなく疑似実験分析（with-without 分析）を採用することになった。

具体的には、同一州内マッチング・モデルを持つ郡（カウンティ）を 10 か所程度抽出し、ある 1 つの郡で実験的プログラムを実施し、残りの郡を比較グループとするマッチング・モデルでの分析を行うことにした。郡の抽出・マッチングに際しては、数十のマクロ指標（老人 FSP 加入数／2000～1 年の加入率変化／FSP 加入率に占める老人比／老人人口比／非白人人口比／人口密度／等）を基に検討を行っているが、それでも完全に同一・類似の郡がマッチングされているとは限らないため、分析結果を出す際には感度分析<sup>10</sup>を併せて実施した。具体的には、施策グループと比較グループそれぞれの分散を計測した上で、それでも両者の差が統計的に有意なものなのかどうかを検証することにした。

実験を行ったサイト	開始日	終了日
<b>資格要件の緩和</b>		
フロリダ州：レオン郡、ガスデン郡	February 2002	December 2003
<b>申請手続きの直接的な支援</b>		
アリゾナ州：ピナル郡、ヤババイ郡	September 2002	April 2005
メーン州：ワルドー郡	February 2002	February 2004
ミシガン州：ゲネシー郡	November 2002	January 2005
<b>月次で商品を渡すオプションの併設</b>		
コネチカット州：ハートフォード地域	November 2002	October 2004
ノースカロライナ州：アラマンズ郡	November 2002	September 2005

<sup>10</sup> ある不確定変数（比率）について、ある程度確からしい範囲で、1%、5%、10%といった複数の値を想定し、その各値別に分析を行いつつ比較するもの。将来に発生する変数の確定が難しい場合、更にそういった変数の見積もりが各利害当事者間で異なる場合等、値の幅・変化により分析結果の妥当性を検討することにもなる。

併せて、食料営業サービス局からは原因分析を行いたいという要望があったため、オーソドックスな線形最小二乗法による多変量回帰モデルを構築し、個々の説明変数がアウトカム値に与える影響（回帰係数）を算出している。



a) FSP 加入率を高めるのに有効に機能したのか

- 施策グループと比較グループとの間で比較を行ったところ、それぞれの 3 つの実験的プログラムを行った州のほとんどで、顕著な効果が見られた（施策グループと比較グループとの差と回帰モデルを用いた分析）

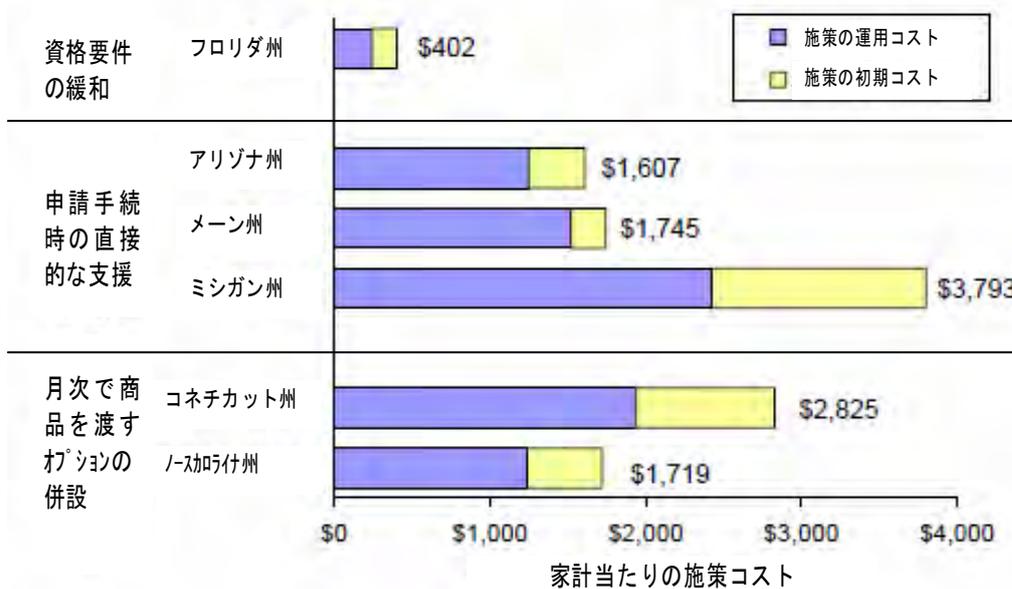
b) 成功要因は何か

- ヒアリングを通じて「申請時の労力が大きい」「それほど受給額がもらえない」「FSP オフィスに行くこと自体が屈辱的」等の意見があった。一方で、実験的プログラムで申請時の労力を削減したことの効果も確認された。

c) 実験的プログラムに要した費用はどのぐらいか

- 受給者 1 世帯あたりの費用は 400～4,000 ドル要する。ただし、この金額が高いのかどうかの判断は、政策決定者がどのような政策目標を重視するかによるものである。とはいえ、実験的プログラムの実施により老人低所得者の加入率が高まり、関連する恩恵を受けられるのであれば、便益は費用を正当化（benefit justify cost）しうる。
- ここでは、実験的プログラムの実施に要したコストは提示しているが、便益の金銭価値化は行っていない。どの便益要素を加味するか、金銭化方法としてどのような原単位を用いるのかによって値は大きく異なること、また、いかに便益の金銭価値化を行ったところで、その計測値の厳密性を担保することはできないことなどの判断から、あえて行わないことにした。結局のところ、実験的プログラムの実施に要する 400～4,000 ドルという金額が大きいのか小さいのかというのは判断に委ねられるものであり、評価の範疇ではないと認識している。

### ＜社会実験的プログラムの実施に要した施策コスト＞



### ③評価結果とりまとめ

この評価を通じて、実験的プログラムの有効性は確認された。ただし、実験的プログラムの実施上、もしくは評価設計上で残された課題として、「どのような老人が実験的プログラムに参加しなかったのか」「都市部と地方部などの環境の違いが影響を及ぼすのか」「周知・宣伝活動単独の効果はどのぐらいか」等が挙げられる。これらの検証については別途のプログラム評価を行う必要があると結論づけている。

### ④評価担当者のコメント等

実験的プログラムについての評価であり、この評価結果を出した後の判断、すなわち、正式な事業として立ち上げるのか、実験的プログラムのまま継続・拡大するのか、もしくは取りやめるのかについては、議会や原局の判断になる。少なくとも、現時点では正式な結論が出ていない状況である。一方、こうした評価結果を示すことにより、州政府側でもこれらの結果を基に判断を下すことになる。プログラムの実施・導入はあくまで州政府が行うものであり、何をどのようにすればより効果的なのかを検討・判断する上での判断材料にもなる。

(10) ランダム実験モデル、コスト・パフォーマンス評価

全米「Job Corp」プログラムはどのように機能したのか？

米国労働省 雇用訓練局 政策開発・研究室（2001年）

*Does Job Corps Work?: Summary of the National Job Corps Study*

- *Assessing Program Effects on Earnings for Students Achieving Key Program Milestones*
- *Impacts by Center Characteristics*
- *The Benefits and Costs of Job Corps*
- *The Impacts of Job Corps on Participants' Employment and Related Outcomes*
- *Methodological Appendixes on the Impact Analysis*

[http://wdr.doleta.gov/opr/FULLTEXT/eta\\_default.cfm?title](http://wdr.doleta.gov/opr/FULLTEXT/eta_default.cfm?title)

①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

Job Corp プログラムは、1964年から実施されている若年者を対象にした職業訓練制度である。就職弱者である若者に働きかける大型プログラムであり、年間約6万人・16～24歳のリスクを抱える者（中卒者がほとんどを占める）を対象に、就職するにあたっての責任感の醸成、雇用時の生産性の向上を目的として実施している。他の類似プログラムと異なり、原則居住スペースへ入居させて集中的な教育・訓練・支援サービスを一体的に行うことが特徴である。

1センターあたり200～700人の対象者に対して、平均8か月の支援サービスを提供する。実際、当該プログラム内外で合計1,000時間の教育・訓練を実施しており、これは高等学校における10か月分の教育に該当する。修了者には高卒相当資格（GED）と能力認定証が発行される（ただし、大学への入学資格とは別）。

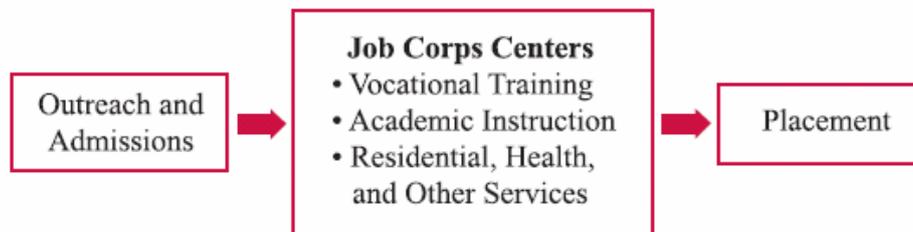
過去30年間続いているプログラムではあるが、議会や行政管理予算庁（OMB）では当該プログラムの効果について懐疑的であった。1970年代以降、数々のプログラム評価が行われてきているが、そのほとんどがポジティブな評価結果を下してきた。今回、評価が行われてから一定期間経過しており、状況が異なってきているのではないかということ、及び、プログラムの正味の効果を区別して把握できうる厳密な評価設計を行って評価すること、という目的から評価に取り組むこととなった。

## ②評価設計 ・ ③評価結果とりまとめ

議会や OMB の関心が高かったことと、過去に ETA でも様々なプログラム評価を実施してきたことを背景に、今回のプログラム評価では、極力多面的に評価を行うことを方針として定めた。プロセス評価、インパクト評価、費用便益分析それぞれを別個に実施することとしたが、過去にここまで大がかりにプログラム評価を実施した経験はなかった。

### ■プロセス評価

- Job Corp プログラムは「A：周知・宣伝活動」「B：Job Corp センターでのサービス」「C：職業紹介」という 3 つのフェーズに分かれる。特に「B」がプログラムの付加価値となっており、全米全体で 110 のセンターが運営されている。他プログラムよりも連邦政府によるコントロールが比較的強くおこなわれており、プログラム運営は連邦政府、民間委託先、関連する民間事業者、8 つの全米労組団体等が共同で行っている。全体の 8 割は民営の形になっている。



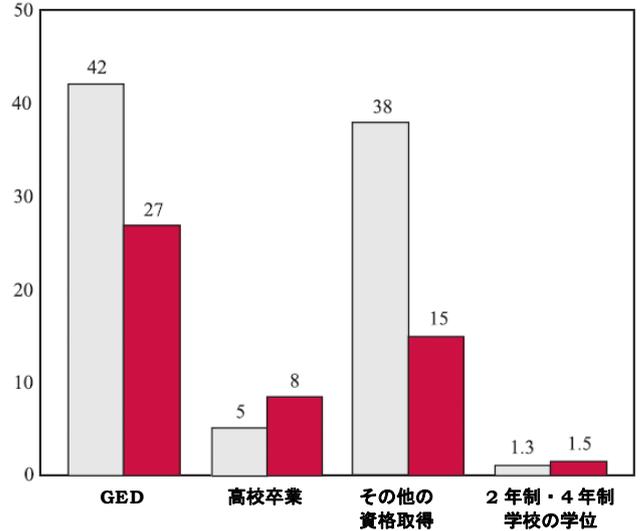
- 同一の民間事業者が複数センターの運営を受注しているケースが多く、プログラムの継続性・一貫性という観点からも一役買っている。それぞれの事業者に対する委託費は個々の実績に基づいて支払われる形になっており、事業者間の競争を促進するという意図の下で行われてきている。

### A：周知・宣伝活動

- 96 年以降 86 センターに 1,000 人のカウンセラーが配置され、それぞれ申請者の面談を行うようになっている。センター入居の際の審査は、年齢・国籍・世帯収入・公的扶助の受給状況・居住地等を基に判断される。全体の 8 割が高校をドロップアウトした者、7 割が人種・民族的にマイノリティ、25%が過去に法に抵触した者。
- 申請者のうち有資格者であると認定を受けた者の中でも、実際には 73%が Job Corp プログラムへと参加している。この割合について、どういう層が実際に参加してどういう層が参加をやめたのかを定量的に分析したところ、カウンセラーとの面談を受けたかどうかの影響を与えているという結果が得られたものの、予測モデルの構築までには至っていない。

## B: センターでのサービス

- 施策対象のキャリアパスを形成することが主な狙い。88%がセンターに入居している。受講するコースが一定で決まっているわけではなく、自由参加・自由退出。
- 個々のセンターの実績を評価する上で、高卒相当資格（GED）取得率と修了率とを利用しており、この2つがアウトカムの1つとして重視されている。この割合について定量的に分析したところ、予測モデルの構築までには至らなかったが、施策対象とセンターで提供するコースとの相性によるものと推測される（比較的若い層は率が低い／センター側から受講コースを指示した者は高い／センター側から入居を指示した者は低い）



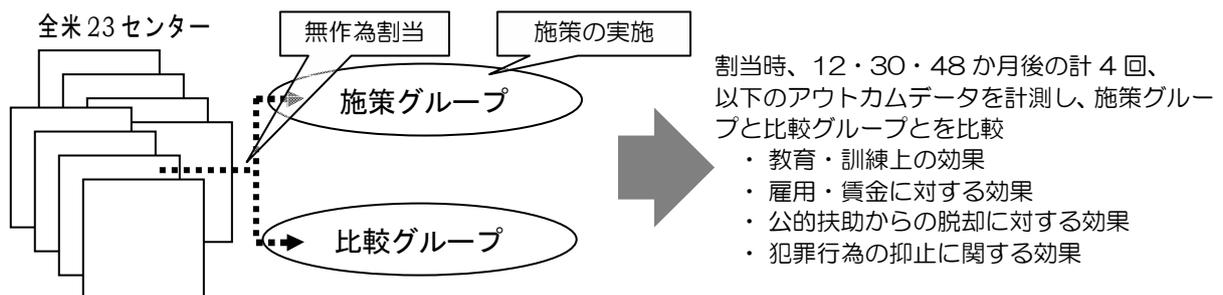
## C: 職業紹介

- コース修了から6か月後に職業紹介を行っており、センターに対する委託契約の中に含まれているが、実績は芳しくない。分析の結果、修了者との接触頻度が少ない場合、就職率や再訓練受講率が低いことが分かった。



## ■インパクト評価（ランダム実験モデル）

- 1994年から95年にかけて、全米23センターにおいて無作為割当により設定した施策グループ・比較グループを4年間（割当時、12・30・48か月後の計4回）継続フォローし、主に『教育・訓練上の効果』『雇用・賃金に対する効果』『公的扶助からの脱却に対する効果』『犯罪行為の抑止に関する効果』の側面から検証した。
- 全米に110か所存在するJob Corpセンターの管理は、連邦政府で一元的に行っていることから、これらの中から無作為割当を行うことが可能であった。最終的に全体で1,313人のデータを取得している（なお、比較グループに属する者にも別の支援プログラムを通じて公的支援（教育・訓練）を与えている場合があるため、厳密な意味でのJob Corpプログラムの効果を抽出できていないわけではない）。



- 48 か月後のフォローアップ結果によると、施策グループと比較グループの間で以下のような差が見られている。

### ○公的扶助からの脱却に対する効果

- 公的扶助の受給金額について、1人あたり640ドルの差（施策グループの方が、公的扶助の受給金額が少ない状況）が見られ、統計的に有意であると認められた。

### ○犯罪行為の抑止に関する効果

- 施策を開始してから48か月後までの間に有罪判決を受けた者の割合で4%の差が生じており、統計的に有意であると認められた。

図表 公的扶助からの脱却、犯罪行為の抑止に関する効果

	施策 グループ	比較 グループ	調査対象者間 での効果推計	Job Corp 参加者間での 効果推計
<b>公的扶助の受給額平均（ドル／年）</b>				
通算	3,696.0	4,155.7	-459.8*	-638.9*
1年目	1,109.8	1,225.9	-116.2*	-161.4*
2年目	978.7	1,101.6	-122.9*	-170.8*
3年目	893.3	1,001.4	-108.1*	-150.2*
4年目	745.5	825.6	-80.1*	-111.3*
<b>不法行為・犯罪行為等による逮捕・拘束を受けた比率（％）</b>				
通算	28.8	32.6	-3.7*	-5.2*
1年目	11.1	14.1	-3.1*	-4.3*
2年目	10.5	11.3	-0.8	-1.2
3年目	11.1	11.4	-0.4	-0.5
4年目	9.6	10.3	-0.7	-0.9
<b>施策を実施してから48か月の間に有罪判決を受けた者の割合</b>				
	22.1	25.2	-3.1*	-4.3*

注) “調査対象者間での効果推計”値は、施策グループと比較グループの加重平均値の差  
“Job Corp 参加者間での効果推計”値は、上記調査対象者での推計値を、Job Corp 参加者全体に拡大推計したもの  
※印は、両側5%水準で統計的に有意と判定されたもの。

### ○教育・訓練上の効果

- 高卒相当資格（GED）を得る割合に統計的に有意な差が生じているが、実際に学位を取得したかどうか、大学や短大に進学したのかについては有意な差が見られなかった。
- 30 か月後のフォローアップの際に、2,000 人を対象として、読み書きに関するテストを実施したところ、得点については有意な差が生じた。

### ○雇用・賃金に対する効果

- 48 か月後のフォローアップの結果、賃金で 1,150 ドルの差が生じており、時給での比較においても 0.22 ドルの差が生じている。これは、施策対象の属性によらず、全体的に見られる傾向であったが、統計的に有意な差とは言えなかった。

### ○その他の効果

- この他、便益要素として検討した、「自己申告ベースでの健康状態」「薬物使用」「出生率」「独居率」等を検証したが、統計的に有意な差は見られなかった。なお、入居者はプログラム終了後も 6 か月間は継続して入居可能とするサービスも提供しているが、これについてはあまり効果がないことが判明した。

### **■費用便益分析**

- 費用便益分析については、5 年前に別途 ETA が実施した評価でも取り組んでいたが、関連する便益要素を次々と増やしていったことが非難された。そのため、今回の費用便益分析では、最初から便益要素を特定・限定しつつ、費用に見合うだけの便益が生じているかどうかを検証することとした。
- 特に、上記のインパクト評価の結果として得られた、①雇用に対する影響としての「生産性向上」「他の教育訓練関連費用の削減」、②犯罪に対する影響としての「犯罪率低下」は、金銭価値化することでプログラム全体の便益を金銭で表現することが求められた。前者①は労働省内で実施された先行研究から、後者②は研究ベースの報告書から、それぞれ原単位を抽出している。その結果、イニシャルの便益で 31,000 ドル、さらに年間 4,000 ドルの便益が継続的に生じるとの結論を得た。
- 一方、プログラム実施に要するコストとして、「事業コスト」「レポート作成に要するコスト」「土地・建物等の資本コスト」について計算したところ、施策対象 1 人あたりコスト 14,000 ドルとなった。
- 上記の便益および費用について、「社会的純便益」、および「施策対象」と「その他」に分割する形で計測を行った。

Job Corp の便益・費用（1995年時点・対象別）			
便益・費用	対象別		
	社会全体	参加者	参加者以外
アウトプット増加による便益	\$27,531	\$17,773	\$9,758
1年目	-1,933	-1,621	-313
2～4年目	2,462	1,626	836
調査終了後	26,778	17,768	9,009
Job Corp 内の自発的教育訓練によって 産み出されるアウトプット	225	0	225
他のプログラム・行政サービスが利用 されなくなることの便益	2,186	-780	2,966
犯罪抑止による便益	1,240	643	597
事業コスト	-14,128	2,361 <sup>b</sup>	-16,489
便益－費用	\$16,829	\$19,997	-\$3,168
純便益（便益／費用）	2.02		

#### ④評価担当者のコメント等

1970年代に導入された当該プログラムは、30年を経た現在においても有効に機能しているという結論を得た。この評価結果を受けて、OMBではJob Corpの予算を増額している。

## 2. カナダの事例

### (1) 会計検査院によるプロセス評価

デジタル・コレクション・プログラム (Canada's Digital Collections Program) の評価  
カナダ産業省 (2003 年)  
*Evaluation of Canada's Digital Collections Program*  
[http://www.innovationstrategy.gc.ca/cmb/welcomeic.nsf/vRTF/ProgramEvaluationJan2004/\\$file/EvaluationCDCFinalReport.pdf](http://www.innovationstrategy.gc.ca/cmb/welcomeic.nsf/vRTF/ProgramEvaluationJan2004/$file/EvaluationCDCFinalReport.pdf)

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

カナダのデジタル・コレクション (CDC) はインターネット上で利用可能なカナダのコンテンツの中でも最も大きなものの 1 つである。600 以上のコレクションが利用可能であり、カナダの歴史、地理、科学、技術、文化についての情報を公開すると同時に顕彰している。CDC のウェブサイトの対象範囲は、カナダ国立図書館、カナダ国立公文書館、カナダ文明博物館等のような連邦機関の所蔵品から、カナダの地域共同体の生活様式や地方の歴史等にまで及んでいる。これらのうちメインとなるのは、科学や発明から書籍、歴史、遺産などである。

すべてのデジタル・コレクションは、政府のカナダ青年雇用戦略の一環として、15～30 歳までのカナダの若者によって制作されている。そのために CDC は、1996 年から 2003 年までの間に何千人もの若者を雇用してきた実績を有している。

CDC プログラムは以下の 2 点を主たる目的としている。

- A) カナダのマルチメディア分野における黎明期の経験について、そのすべての側面をカナダの若年に提供する。そして、カナダのマルチメディア産業の発展を促進するとともに、特に若手経営者による事業の成功を支援する。
- B) 情報ハイウェイを通じてカナダの公益に役立つ資料へのアクセスを広く提供する。そして、デジタル化が生産性の向上に及ぼす便益を示す。

#### ②評価設計

CDC プログラムの評価については、以下の方法が用いられている。

- カナダ産業省により特定されたプログラムの主要な情報提供者 10 名へのインタビュー調査 (2002 年 3 月～5 月)
- 333 の請負業者と 259 の保守業者へのファックス調査。その結果、59 の請負業者 (回答率 18%) と 42 の保守業者 (回答率 16%) から回答を収集 (2002 年 4 月～6 月)
- 1486 名の若年参加者への電話インタビュー。その結果、575 名 (回答率 47%) から回答を聴取 (2002 年 3 月～6 月)
- CDC のウェブサイトへの訪問者 249 名からなるデータの分析 (1998 年)
- CDC のウェブサイトに掲載されているオンライン資料の検討

図表 評価項目、質問、指標

項目	質問	指標	データソース	
<b>妥当性、正当性: CDCプログラムに必要な範囲ほどの程度か</b>				
PRA評価枠組み (管理)	CDCが中止された場合、どのような影響が予想されるか	・IC(カナダ産業省)、請負業者、保守業者、若者、利用者からの回答 ・請負業者、保守業者、若者、利用者へのプログラム効果の分析	・IC、請負業者、保守業者、若者、利用者へのインタビュー ・IC、請負業者、保守業者、若者、利用者の調査	
	CDCは、ITスキルやカナダのマルチメディア・コンテンツを対象とした他の公的基金とどのように合致しているか	・ICからの回答	・ICへのインタビュー ・ICの調査 ・ファイル及びドキュメントの検討	
<b>プログラムの設計と提供: CDCプログラムの構造と提供ほどの程度が適切か</b>				
PRA評価枠組み (管理)	CDCとICは請負業者に対して十分な支援を行っているか	・ICと請負業者からの回答	・請負業者の調査 ・管理者へのインタビュー ・ファイルの検討	
	保守業者は、遺産の選定、文章の検討、サイト全体の保守などの観点から、適切な方針に沿って行っているか	・プロジェクトデータ ・請負業者と専門家からの回答	・プロジェクトレポート ・請負業者の調査 ・専門家によるサイトの検討	
	請負業者は技術的問題や事業経営に関する訓練や忠告などの点でデジタル化チームを支援してきているか	・請負業者と参加者へのインタビュー	・請負業者の調査 ・参加者の調査	
PRA評価枠組み (コンテンツ普及)	CDCは情報ハイウェイにおいてコンテンツへのアクセスを促進させるどのような方策を実施しているか(政策の柱)	・ICからの回答 ・ウェブサイト	・管理者へのインタビュー ・プロジェクトファイル ・記録、ログの分析	
PRA評価枠組み (遺産、保守業者、研究、教育への影響)	誰がコレクションを閲覧しているか、閲覧者はそこで見つけたものをどのように利用しているか、利用者からはどのようなフィードバックが得られているか	・IC、請負業者、利用者からの回答	・ICと請負業者の調査 ・フィードバック情報	
	教育システム(地方局、学校)はCDCを周知しているか、周知している場合は教師に対して教育資源の利用促進のための何らかの対処を行っているか、周知していない場合にはそれはなぜか	・管理者からの回答 ・ウェブサイトの評価	・管理者へのインタビュー	
<b>進捗状況、達成度: CDCによってどのような結果(意図するものせざるものを問わず)がもたらされているか</b>				
PRA評価枠組み (若者スキル開発)	CDCは参加学生および失業中の若者に対してどの程度のコンピュータースキルを提供しているか(マルチメディア、データベース開発、HTMLなど)	・参加者からの回答 ・請負業者からの回答	・参加者の調査 ・請負業者の調査	
	参加した学生や若者は、マルチメディアやITについてスキルや関心の向上を図ることができたか、またコミュニティに参加した学生や若者にどのような波及効果が生じているか	・参加者からの回答 ・請負業者からの回答	・参加者の調査 ・請負業者の調査	
	コンピューターとマルチメディアのプロジェクトで何名の学生および若者を雇用してきたか、何週間の体験がもたらされたか、学生は中期的(12ヶ月)にマルチメディアやITにおいて追加的な作業を見つけることができたか	・参加者の数 ・請負業者からの回答	・プロジェクトへの申込み ・プロジェクトの概要 ・請負業者の調査	
	プロジェクトへの参加はキャリア教育の選択をどのように変化させたか、参加した学生および若者のどのくらいが追加的教育を希望しているか、彼らのCDCへの参加はそれ以前と比べて学校にとどまるもしくはさらなる訓練を希望することを促しているか	・参加者からの回答	・参加者の調査	
	参加した学生や若者は、マルチメディアやITもしくは起業などのキャリア機会への関心を向上させているか	・参加者からの回答	・参加者の調査	
	プロジェクトでの雇用は学生が技術的・専門的職場において必要となる態度や振る舞いを獲得することを支援しているか(チームで働く能力、締め切りの厳守、仕事についての誇りなど)	・参加者からの回答 ・請負業者からの回答	・参加者の調査 ・請負業者の調査	
	IT産業への従事を求めてどのくらいの学生・若者が参加しているか、どのくらいが新たな事業を始めているか、若者向け企業家ベンチャーのためのどのような収入増が生み出されたか	・参加者からの回答 ・請負業者からの回答	・参加者の調査 ・請負業者の調査	
	既存の請負企業は、CDCの結果として、ビジネスの拡大につながっているか	・請負業者からの回答	・請負業者の調査	
	PRA評価枠組み (遺産、保守業者、研究、教育への影響)	どのくらいのコレクションがデジタル化されているか、どのような種類のコレクションがデジタル化されているか、何冊の資料が出版されているか	・管理者からの回答 ・政策の背景	・プロジェクトファイル ・管理者へのインタビュー
		遺産のデジタルコレクションの有意義性および利便性は高いか、そうでないならばどのようなコレクションが不足しているか、カナダのコンテンツへのアクセスを提供しているか	・保守業者からの回答	・保守業者の報告と調査 ・専門家による検討
<b>教訓および改善箇所: 得られた教訓は何か、プログラムはどのように改善可能か</b>				
PRA評価枠組み (費用対効果)	プログラムはその目標に適うように費用効果的な方法で提供されているか、質や影響を維持したままプログラムをより効率化するためにどのような変更が可能か	・費用データ ・プロジェクト特性 ・保守業者からの回答	・プロジェクトファイル ・プロジェクトレポート	
	より費用効果的なプロジェクトのための主要な特性は何か - 保守業者の特性(情報コンセプトへの関心など) - 学生の特性(学歴、コンピューター経験など)	・IC、請負業者、保守業者からの回答 ・プロジェクト分析	・ファイルの検討 ・運営の検討 ・IC、請負業者、保守業者の調査	

### ③評価結果とりまとめ

#### a) プログラムの存立根拠（妥当性、正当性）

主要な情報提供者によれば、CDCプログラムは設立以来、デジタルコンテンツ開発で主要な役割を担ってきており、また非常に上手く運営されてきている。ほとんどの情報提供者は CDC の中止により生じる負の効果を認めている。

請負業者の 56%と保守業者の 69%がデジタル化を目的とする他のプログラムを請け負っており、CDC と他のプログラムとのあいだに相互補完的な関係が築かれている。CDC プログラムの支援なしにマルチメディアの分野で長期的に事業を行っていく見込があるかどうかについて請負業者に質問したところ、Yes の回答が 40%で No が 23%であった。

参加する若者に対して、プログラムが役立っているかどうかを質問したところ、66%が肯定的評価であった。また、若者に対して、CDC に参加していなかったとしたら、同等の経験および訓練をどこか他で得られたかどうかを質問したところ、61%が否定的な評価を下した。

#### b) プログラムの提供（プログラムの設計と提供）

ほとんどの情報提供者は、CDC プログラムが多様なニーズを反映していることを認めており、CDC およびカナダ産業省の支援水準を満足の行くものと表現している。

請負業者の 89%および保守業者の 82%がカナダ産業省は十分なガイダンスと情報を提供していると回答している。

参加した若者のうち、76%が技術的訓練を享受し、41%が事業経営関連の訓練を享受したと回答している。

#### c) 結果（進捗状況、達成度）

情報提供者は保守業者や請負業者からの CDC プログラムへの肯定的な反応を報告している。ただし、手続等のプロセスがやや煩雑であるといった改善箇所も指摘された。

請負業者の約半数が CDC プログラムへの参加によって増収がもたらされたと回答している。また、請負業者の半数以上が CDC プログラムによって文化施設との連携や地元レベルでの関係の構築による新たなビジネス機会が増えたと回答している。同様に、保守業者の半数以上が CDC プログラムの結果として、文化施設との連携や地元レベルでの関係の構築による新たなビジネス機会が増えたと回答している。さらに、請負業者と保守業者の約 3/4 が、新たなデジタル素材の生産および文化的・歴史的遺産の保護の観点から CDC プログラムに対して役立っているという評価を下している。

参加した若者に、プロジェクトへの参加によって今後の教育やキャリアに影響があったかどうかを質問したところ、半数以上が肯定的な回答をした。また、参加した若者のうち、94%がニーズに合致したもしくはそれを上回る経験を得ることができたと回答し、マルチメディアもしくは IT 事業を開始した者が 14%、開始しようとしている者が 5%という結果であった。

#### d) 教訓（教訓および改善箇所）

多くの情報提供者はプログラムの「強み」として以下の点を指摘している。

- 官僚的形式主義がほとんど見られず、実施プロセスは能率的である。
- 訓練機会と良質なコンテンツを提供している。
- カナダの文化を助成・振興している。
- 専門家相互の関係を創出している。
- CDC 職員の有益性。

一方、多くの情報提供者はプログラムの「弱み」として以下の点を指摘している。

- 報酬や寄付契約が緩慢である。
- プロジェクトの契約期限変更の手続が煩雑である。
- 対象が狭すぎる。コレクションの幅をより広くするべきである。
- 特に小規模の組織において、プロジェクトの管理には追加的な支援が必要なほど給与と財源の水準が低すぎる。現状のスタッフ水準では業務の遂行に不十分であり、ゆえにこれらのグループの関与を減らしている。

最も費用効率の高い CDC プロジェクトは以下の特性を有するものである。

- 初期段階からはっきりとした計画と概念化が行われている。
- 調査に基づく情報に正しく依存している。
- 経験豊かな請負業者により管理されている。

(2) 受検庁と会計検査院が同時期・同テーマで評価を実施 ～受検庁の評価

マネーロンダリング対策に関する国家イニシアチブに関する評価、及びテロリストの資金源対策に関する手段についての中間評価

カナダ財務省 (2004 年)

*Evaluation of the National Initiatives to Combat Money Laundering and Interim Evaluation of Measures to Combat Terrorist Financing*

[http://www.fin.gc.ca/toce/2005/nicml-incba\\_e.html](http://www.fin.gc.ca/toce/2005/nicml-incba_e.html)

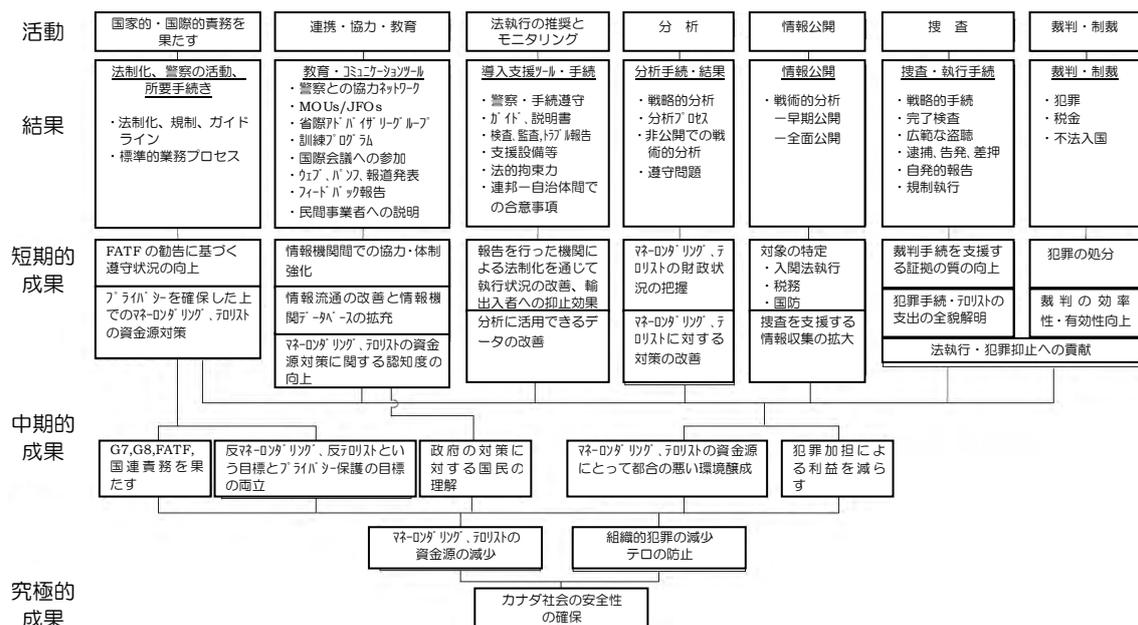
①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

2000年に成立した「犯罪による収益（マネーロンダリング）法」に基づき、疑わしい資金取引に関する報告義務を課すと共に、収集された報告を元に分析を行う資金取引分析センター（FINTRAC）が設立された。2001年には「犯罪による収益（マネーロンダリング）／テロリスト対策法」に拡充されることとなった。現在、財務省、警察庁、司法省、入国管理庁、国税庁が関与する形でイニシアチブが展開されてきている。

②評価設計

評価の目的は、このマネーロンダリング・テロリスト資金源対策イニシアチブについて、「関連性（relevance）」「成功（success）」「実施体制（design and implementation）」「費用対効果（cost effective）」を検証することである。具体的な評価作業として、政策文書レビュー、利害関係者 56 人に対するインタビュー、アンケート調査等が行われた。

図表 ロジック・モデル



### ③評価結果とりまとめ

「関連性」については、国内および国際的な犯罪・テロ組織に対する対策が求められている中、当イニシアチブはこれらの要請に応えるものとして評価している。

「実施体制」については、当イニシアチブの推進に関与している各主体の機能・役割について言及、取り分け、マネーロンダリングやテロリストの資金源対策に関する国民の認知・理解度、FINTRAC のメディア掲載回数、報告・通報を受けた数、報告・通報を行った数それぞれが、年々増加してきているというデータとして示し、予期されているアウトカムの達成のために適切な体制が取られていると指摘している。

図表 マネーロンダリングやテロリストの資金源対策に関する国民の認知・理解度

	2001年8月	2002年3月	2003年3月	2004年3月
<b>マネーロンダリングの認知度</b>				
知っている	89	90	86	88
理解している	36	42	42	46
深刻な問題である	50	52	44	54
ドラッグ流通と結びついていると思う	56	48	58	56
組織的犯罪と結びついていると思う	10	12	25	25
カナダ経済に悪影響を及ぼしている	83	82	81	85
銀行その他の金融機関に悪影響を及ぼしている	76	78	80	80
<b>テロリストの資金調達の認知度</b>				
カナダを通じてテロリストに資金が流れている	—	79	78	75
テロリスト資金が犯罪の増加に結びついている	—	29	27	30
テロリスト資金が慈善団体に結びついている	—	17	22	19

図表 FINTRAC のメディア掲載回数

	2002年	2003年	2004年	合計	
<b>媒体タイプ</b>					
全国紙	1	8	6	15	16%
新聞一面	5	23	39	67	71%
FINTRAC に関する重要・深い扱い	3	15	27	45	48%
FINTRAC のポジティブな記事		1	1	2	2%
FINTRAC のネガティブな記事	1	4	5	10	11%
FINTRAC のニュートラルな記事	4	30	46	80	85%
<b>トピック</b>					
マネーロンダリング	1	6	12	19	20%
テロリスト資金源	1	11	25	37	39%
双方	1	9	10	20	21%
合計	6	35	53	94	100%

図表 FINTRAC が報告・通報を受けた数

	2001/02	2002/03	2003/04
疑わしい取引	3,718	17,197	14,794
SWIFT での電子決済		226,271	2,724,849
SWIFT 以外での電子決済			3,964,777
巨額の現金の取引		1,879,708	2,792,910
自発的な情報、海外の FIU から要請	152	712	864
越境通貨量・規模に関する報告			29,375
合 計	3,870	2,123,888	9,527,569

図表 FINTRAC が報告・通報を行った数

	2001/02	2002/03	2003/04
<b>合計件数</b>	<b>104</b>	<b>197</b>	<b>301</b>
<b>犯罪のタイプ</b>			
マネーロンダリング	78	153	231
テロリスト資金源	25	48	73
双方	4	4	8
<b>報告先</b>			
カナダ王立警察庁 (RCMP)	87	163	250
州警察	20	46	66
地方自治警察	22	36	61
カナダ情報安全サービス (CSIS)	23	36	59
カナダ歳入庁 (CRA)	3	0	3
市民権・移民局 (CIC)	0	1	1
海外の財務情報機関 (FIUs)	10	19	29
<b>合計金額 (百万ドル)</b>	<b>460</b>	<b>700</b>	<b>1,160</b>

「費用対効果」については、定量的な分析が困難であるという前提の下で、他の政策手段に比べても経済的であったと結論づけている。

(3) 受検庁と会計検査院が同時期・同テーマで評価を実施 ～会計検査院の評価

マネーロンダリング対策に関する国家イニシアチブの導入

カナダ会計検査院（2004年）

*Implementation of the National Initiatives to Combat Money Laundering*

[http://www.oag-bvg.gc.ca/domino/media.nsf/html/20041102pr\\_e.html](http://www.oag-bvg.gc.ca/domino/media.nsf/html/20041102pr_e.html)

①プログラムの概要と評価対象とされた経緯【省略】

②評価設計

連邦政府が行っている同イニシアチブの導入に関するマネジメント・フレームワークが、以下の観点から有効に機能しているかどうかを検証するものである。

- －マネーロンダリングやテロリストの資金源についての追求、犯罪抑止へとつながっているか
- －達成した成果について、議会等に対する説明責任を果たしているか

検査活動では、同イニシアチブ全般について検査を行っているが、とりわけ資金取引分析センター（FINTRAC）の存在、及びその役割に焦点をあてた検査を行った。特に着目した観点は以下の通りであった。

- －マネーロンダリングやテロリストの資金源に関する良質な財務情報をつくりだし、かつ活用できるように流布しているか
- －法律に基づく情報提供義務が、きちんと履行されているか
- －結果に関する情報を収集しているか
- －業績に関する測定、報告を行っているか

具体的には、関連法制、政府が行った評価結果、その他の関連する政策文書のレビューの他、関係各者に対するインタビューを行っている。

③評価結果とりまとめ

評価結果は下記の通りであり、いずれも、同時期に財務省自ら行った政策評価においても言及されている FINTRAC の「報告・通報を受ける行為」「報告・通報を行う行為」について、情報の『質』に関する指摘である。

財務情報に関する情報開示

- FINTRAC が公表できる情報には、法律に基づき制限がかけられているため、個々の事案に関する情報についてはその後の捜査等に有効に用いられているものの、全体的な傾向等、将来的な捜査、抑止に向けた情報がうまく整理・活用されていない。

### 法の遵守

- FINTRAC では集中的な周知・宣伝活動を行っているものの、情報提供の量・質共にまだ不十分である。また、FINTRAC は、法に基づき報告を行う義務を有する者の遵守状況をモニタリングする機能を有していない。

### 説明責任のメカニズム

- FINTRAC によって関係各機関に提供された情報がどのように用いられたのかについて、追跡するシステムが確立されていない。したがって、FINTRAC 自身、自分たちが提供した情報がどれだけ役に立っているのかを評価し得ず、そこから派生して、当イニシアチブがマネーロンダリングやテロリストの資金源に対する対策として有効に機能しているのかどうかを評価することができなくなっている。

#### (4) プロセス評価

##### 犯罪犠牲者支援イニシアチブ (VCI) についての総括的評価

カナダ司法省 (2004 年)

*Summative Evaluation of the Victims of Crime Initiative*

<http://canada.justice.gc.ca/en/ps/eval/reports/04/vic/>

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

犯罪に巻き込まれた犠牲者及びその家族に対して包括的な支援を行うという政府のイニシアチブ (VCI : Victims of Crime Initiative) に基づき展開されている様々な支援措置についての評価。当イニシアチブは 2000 年 3 月に導入され、過去 5 年間にわたり 25 百万カナダドルを投入してきており、2005 年にイニシアチブは終了することが予定されている。

当イニシアチブでは、関連支援措置の立案、関連調査研究の実施、イニシアチブの遂行に関連する利害関係者間での調整、犯罪犠牲者へのコンサルテーション、犯罪犠牲者とのコミュニケーション活動に対する支援が行われている。とりわけ、犯罪犠牲者基金 (10 百万ドル) を設立し、地方政府や NGO が実施している犯罪犠牲者への支援活動に対して資金的な補助等が行われている。

#### ②評価設計

カナダにおける政策評価制度を所管する財務委員会事務局の指導の下で、イニシアチブ開始 4 年目の評価として実施したものである。評価の目的は、財務委員会事務局が示している評価の観点に習い、同イニシアチブについての「関連性 (relevance)」「成功 (success)」「費用対効果 (cost effective)」を検証することであると、合計 40 の評価の問いが設定された。

具体的な評価作業として、政策文書レビュー、関係各者への個別・グループインタビュー、9 つのケーススタディ、及びこれらの分析結果を題材として、2 日間にわたって主要な利害関係者が集まった評価委員会での討議等が行われている。特に、関係各社に対するインタビューが、本評価の中心 (core of the evaluation) であるとしており、以下のような主体に対するインタビューが、2002 年 5 月から 7 月にかけて集中的に行われた。

- 犯罪犠牲者政策センター 8
- 地方政府において、犯罪犠牲者向けサービス、司法行政を司る機関代表 16
- 地方政府において、その他の司法行政を司る機関 (少数民族裁判、北方地域裁判、若年裁判) 代表 6
- その他の連邦政府関連行政機関 (連邦警察、地方警察、司法省) 4

図表 評価の問い一覧

問題	検証する評価の問い
これまで取り組まれてきた活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VCI の下、これまでどのような活動が、誰によって行われてきたのか？</li> <li>・ 個々の VCI 関連活動に投入されてきた資源は何か？</li> <li>・ どのような機関が関与し、関与していないのか？ それは何故か？</li> <li>・ これらの活動に取り組む過程における挑戦的な事項はあったか？</li> <li>・ 犯罪犠牲者政策センター（PCVI）は北部地域の犯罪目撃者の支援のためにどのような活動を行ってきたか？うまく機能しているか？改善すべき点は何か？これらの挑戦的な事項に対応していくための戦略は何か？</li> </ul>
PCVI の設置・運営の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VCI を進めていく上での PCVI の役割は何か？</li> <li>・ PCVI による犯罪犠牲者支援の法律・政策・サービス・支援に関する専門性はあるか？</li> <li>・ PCVI は犯罪犠牲者支援や刑事訴訟システム上での役割に関して学校教育にどの程度貢献してきているのか？</li> <li>・ PCVI は主要な利害関係者とのコミュニケーションを有効に行っているか？</li> <li>・ 利害関係者との情報共有をどの程度うまく行っているか？</li> <li>・ 主要な利害関係者の指導とネットワークはどの程度行われているか？</li> <li>・ 刑事訴訟システムに関与する利害関係者のニーズを満たすための調査研究活動をどの程度行っているか？</li> <li>・ PCVI の組織構造は、VCI の円滑な推進のために適切な形になっているか？</li> </ul>
諸活動の一体的かつ統一的な推進の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでにどのような活動についての統合が行われてきたか？どのような利害関係者が関与してきたか？</li> <li>・ PCVI とその他の刑事訴訟システム利害関係者との関係はどのようになっているか？</li> <li>・ その他の司法界との関係や連携体制はどのようになっているか？省内の他のイニシアチブとの関係は？他省庁との関係は？NGO との関係は？</li> <li>・ 犯罪犠牲者に関連する連邦政府の取組との効果的な連携が図られているか？</li> <li>・ こうした連携に関する活動は、PCVI が自らの仕事を円滑に行う上での手助けとなっているか？</li> </ul>
犠牲者基金の対象者にとっての有効性、目的との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請がいくつ行われているのか？犠牲者基金のガイドラインに規定されている条件に合致した形での申請がどの程度行われているか？</li> <li>・ 申請書の処理能力が確保されているか？評価基準を理解しているか？</li> <li>・ 申請却下ケース、他イニシアチブへ勧奨するケースの件数はどのくらいか？</li> <li>・ 基金は効率的に運用されているか？改善すべき点はないか？</li> <li>・ 基金支払いの公平性・透明性は確保されているか？</li> <li>・ 終夜自治体における法制化を支援するための基金拠出件数はどのくらいか？</li> <li>・ 犯罪犠牲者のニーズを満たすための革新的な手法開発を支援するための基金拠出件数はどのくらいか？</li> <li>・ 北部地域、周辺地域、アボリジニ地域における犯罪犠牲者支援のための基金拠出件数はどのくらいか？</li> <li>・ 非常に苦痛を被っている者や執行猶予初期段階でのヒアリングに参加する者等の犯罪犠牲者に対する緊急的な支援を提供できているか？</li> <li>・ 基金の存在は、地方政府や NGO によって十分に認知されているか？</li> <li>・ プロジェクトを円滑に進めるための十分な資源が確保されているか？</li> <li>・ 基金の運用をどの程度継続的に行っていくことができるか？</li> <li>・ 基金の存在により、その他の支援基金の活性化に貢献しているか？コスト負担構造はどうなっているか？</li> <li>・ 4 つの構成要素はうまく機能しているか。重複していないか？</li> <li>・ ニーズとのギャップが生じていないか？</li> <li>・ 4 つの基金間での資源配分が適切に行われているか？</li> <li>・ VCI のモニタリング・管理のための実績測定戦略や、データ収集方法等がきちんと手当てされているか？</li> </ul>
VCI が地方政府における刑法体系改正につながっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VCI の運用によって、地方政府における刑法体系改正の動きにつながっているか？</li> <li>・ 地方政府における刑法体系改正のために、指導的立場を果たしているか？</li> <li>・ PCVI は、地方政府における刑法体系改正がもたらす影響・効果についての分析を行っているか？</li> <li>・ 利害関係者間での情報流通が効果的に行われているか？</li> <li>・ PCVI は、情報流通の促進にどの程度貢献しているか？</li> </ul>

### ③評価結果とりまとめ

「関連性」については、犯罪犠牲者支援に関する国連宣言、首相スピーチ、議会報告等を引用しつつ、政府の支援措置がこうした方向性に合致していること、及び、評価プロセスにおいて収集された利害関係者の意見を紹介して、犯罪犠牲者のニーズにも合致していることを定性的に説明している。

「成功」については、評価の問いにも掲げられている 9 つのアウトカムそれぞれについての達成状況や今後の方向性について、利害関係者等の意見を元に整理。その結果、政府方針にも、利害関係者の考え方にも合致した施策であり、とりわけ評価に参加した利害関係者の意見として、今後政府はこの施策に対してより優先順位を高く設定すべきだとの意見があった、と結論づけている。

- －犯罪犠牲者に対する支援サービスへのアクセス、情報提供を増加させること
- －犯罪犠牲者に対する政策・支援サービスをより包括的に行うこと
- －犯罪犠牲者のニーズに対してより有効に働きかけること
- －犯罪犠牲者の権利についての理解・知識を高めること
- －画期的な犯罪犠牲者の支援方法を検討すること
- －犯罪犠牲者支援サービスを提供する主体を強化すること
- －犯罪犠牲者を擁護する法律・規定を改善すること
- －犯罪犠牲者に対する支援サービスの一貫性を担保すること
- －犯罪犠牲者を擁護する法律・規定を継続的にモニタリングしていくこと

「費用対効果」については、現行のやり方の代替案として、①連邦政府としての取組から、地方政府としての取組へと移行すること、②全国に展開されている犯罪犠牲者支援センターを廃止すること、③犯罪犠牲者基金を解散すること、の 3 つを提示し、利害関係者からの意見を募っているが、いずれのケースも費用対効果の観点からは適切ではないとの結論を得た。併せて、“NGO や支援サービス提供機関との良好な関係を構築するためには、一定の費用と時間がかかるものであり、4 年間の基金運用実績だけをもって当該施策の費用対効果に関する基礎を構築することはできない” というグループインタビュー参加者からの意見を掲載している。

## (5) セオリー評価、プロセス評価

### 農業改善・市場出荷協同組合ローン法（FIMCLA）に関する評価

カナダ農業食料省（2004年）

*Evaluation of the Farm Improvement and Marketing Co-operatives Loans Act*

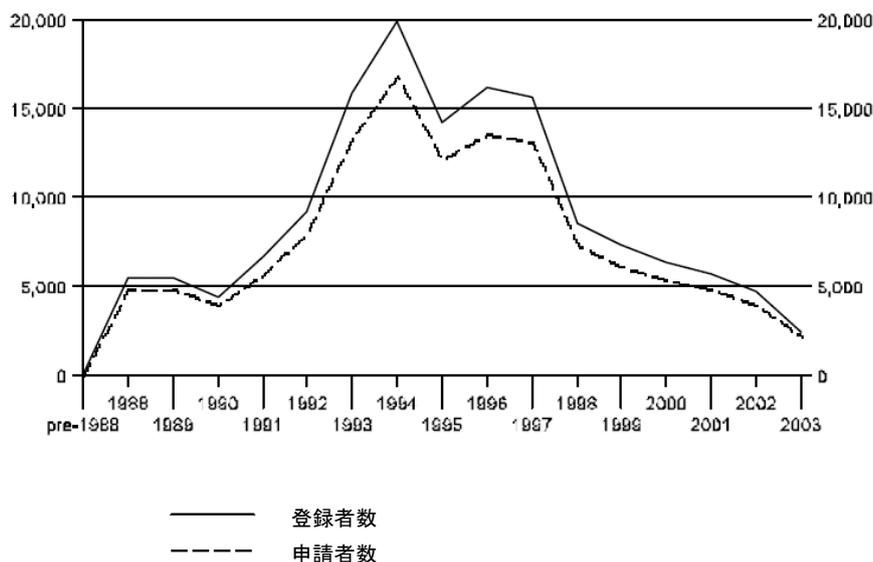
*(FIMCLA) Program: Final Report*

[http://www.agr.gc.ca/review/pdf/final\\_report\\_e.pdf](http://www.agr.gc.ca/review/pdf/final_report_e.pdf)

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

1987年に成立した農業改善・市場出荷協同組合ローン法（FIMCLA）は、農家の改善、及び農産物の生産、流通、出荷体制の確立のための協同組合の活動に対するローンの利用可能性を拡大することを目的として導入された。法律に基づき、購入資産価値の80%までは政府が保証し、さらに法と規制の要件が満たされた場合、ローンの貸倒れによって生じる貸手側の損失の95%を農業食料大臣が支払うこととなる。これまでは、農業コミュニティの改善に寄与してきたが、経済環境が変化してきたことに伴い、年々利用状況は減ってきている状況であった。

FIMCLA の登録者数・申請者数（年度別）



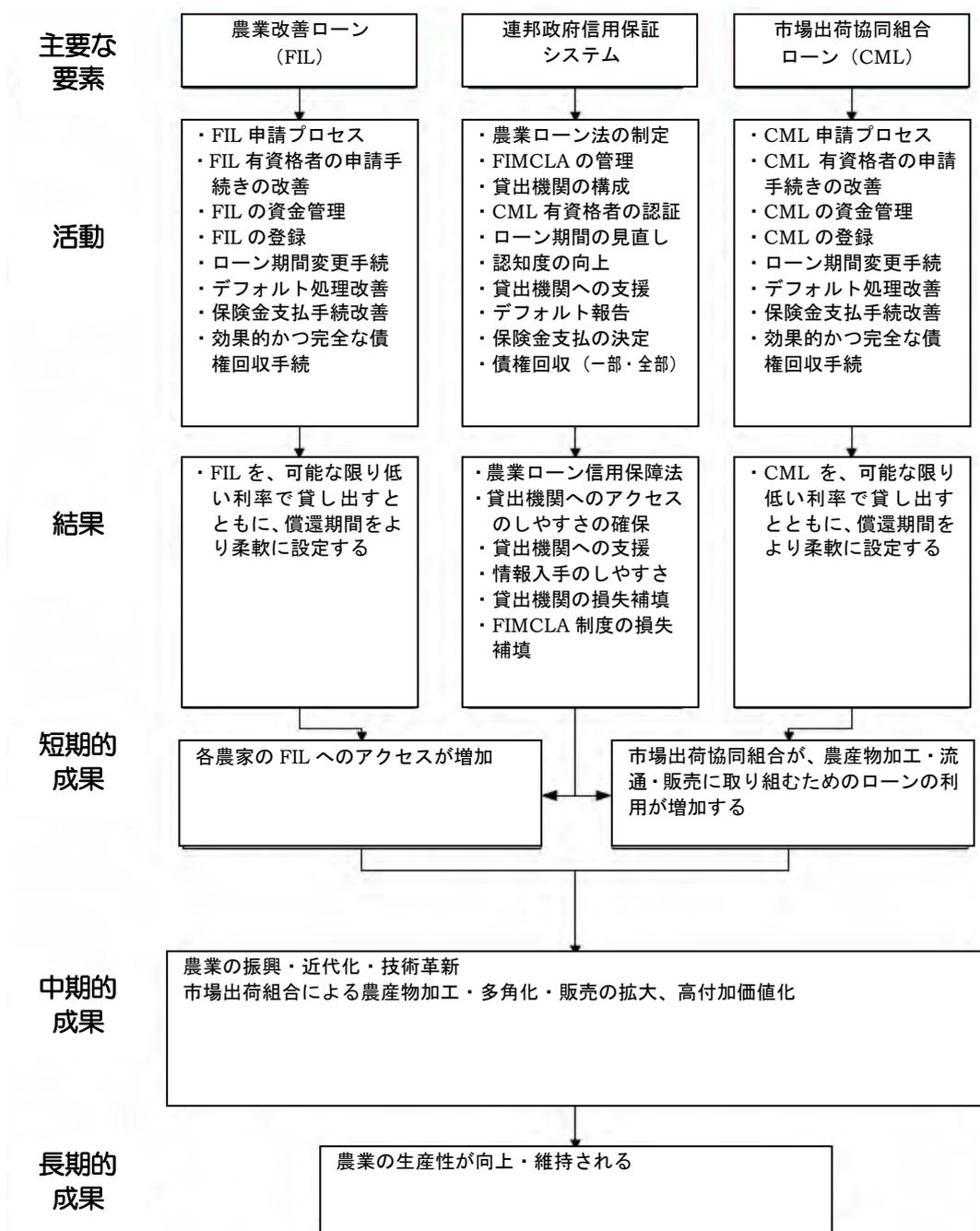
#### ②評価設計

評価の目的は、財務委員会事務局が示している評価の観点に習い、「関連性 (relevance)」「実施体制 (design and delivery)」「適切性 (appropriateness)」「受容性 (acceptance)」「成果達成 (results achievement)」「費用対効果 (cost effective)」を検証することである。特に、a) FIMCLA の実施体制や農業コミュニティにおけるニーズとの関連性を整理すること、b) カナダにおける農業関連ローンビジネス環境での当該施策へのアクセシビ

リティ、適切さの検証、c) 施策のマネジメントの有効性、結果、農業政策フレームワークとの関連性の検証、d) 資金の貸し手側から上がってきている意見の集約を行うことが主たる目的とされた。

具体的な評価作業として、①政策文書レビュー、②行政データ分析、③利害関係者へのインタビュー、④ベンチマーキング（他 7 プログラムとの比較）、⑤利用者調査、⑥認知度調査、⑦ケーススタディ等が行われた。

図表 ロジック・モデル



### ③評価結果とりまとめ

資金の貸し手側に対するインタビューと、他の農業関連ローン制度との比較を行った結果、農業従事者の FIMCLA に対する認知状況は極めて高いものの、他の農業関連ローン制度の条件（申請要件、申請却下率等）が FIMCLA と比べて有利であり、利用者は別の制度に流れているのではないかとの結論を導き出している。

これらの評価結果を受けて評価書では、新規の募集については中止することとするが、既存の借り手に対するフォローは継続すること、財務リスク分析について早急に実施することを結論として整理している。

図表 他の農業関連ローン制度との比較

制度名	競争状況	コメント
カナダ中小企業金融プログラム (CSBF)	ない	一次農産品製造者は受給資格がない。農産品の加工を行う組織は受給資格を有する。 受給資格者は、FIMCLA と CSBF との間での選択を迫られる。両制度はかつては 1 つのプログラムであった
アルバータ州農業開発ローン (AFDL)	高い (アルバータ州) ない (その他)	受給資格者は極めて似通っている。AFDL は資本金や生産割当の購入のための財務資金として活用可能であるが、FIMCLA では不可能。
アルバータ州農業初心者プログラム	ない	FIMCLA では農業初心者を受給資格外としている。もし受給資格として認めるとすると、当該施策との競合が起きることとなる。しかし、AFDL と同様にアルバータ州限定のプログラムであり、FIMCLA の受給資格者とは若干性質が異なっている。
農業高付加価値化ローン	ない	高付加価値農産品加工が対象。ちなみに FIMCLA は一次農産品製造者を対象。 研究開発の最終段階、商品化前、商品化後、市場開拓等の用途にも活用可能。FIMCLA は主に機器・設備確保の用途として活用。
ケベック州農業金 (FADQ)	高い (ケベック州) ない (その他)	受給資格者は極めて似通っている。FADQ は資本金や生産割当の購入のための財務資金として活用可能であるが、FIMCLA では不可能。ケベック州限定。
農業・牧場主初心者向けローン	ない	米国の生産者のみ二適用
州の家畜飼育者向けプログラム	ない	FIMCLA では、家畜の生死に関する財務的なローン支援を行うことはできない。もし受給資格として認めるとすると、当該施策との競合が起きることとなる。しかし、当該施策は家畜飼育者団体に属する者にしか適用されず、また、全ての州に適用されているわけではない。

### 3. 英国の事例

#### (1) 会計検査院によるメタ評価（各府省が行ったコスト・パフォーマンス評価結果）

電話番号案内サービスー“192”から“118”へ

英国 会計検査院（2005年）

*Directory Enquiries - From 192 to 118*

[http://www.nao.org.uk/publications/nao\\_reports/04-05/0405211es.pdf](http://www.nao.org.uk/publications/nao_reports/04-05/0405211es.pdf)

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

2003年に通信庁（Ofcom：Office of Communication。なお、当時はOf tel：Office of Telecommunications）が実施した、電話番号案内サービス市場の自由化に関する施策についての有効性検査である。従来、国内大手通信会社4社がユニバーサルサービスの確保義務の下で独占的に実施してきた番号案内サービス（国内電話番号案内は192番、国際電話番号案内は153番）は、年間300百万ポンドの市場であり、2000年頃から複数の企業による参入意思が伝えられてきたが、利用者は“192番”という電話番号案内サービスに長年親しんできており、この既存事業者の優位な状況が変わらない限り参入は難しいとの考えも示していた。Ofcomは競争促進の観点から、利用者が特定のサービス事業者を事前に選択・登録しておくシステムを導入するとともに、番号案内サービスを“118-xxx番（xxx部分は、サービス事業者によって異なる）”に変更する旨を規定する、1984年通信法の改正を行った。その結果、全英で200を超える事業者が電話番号案内サービスに新規参入することとなった。

#### ②評価設計

こうしたOfcomの一連の自由化政策が目的としていたのは、1) サービスの品質改善、2) 価格競争の促進、3) 技術革新と消費者にとっての選択の幅の増加の3点であり、これらの観点の検証に加え、4) Ofcomは競争が促進されるよう自由化に向けた有効な手段を取ったのかどうか、5) こうしたOfcomの一連の取組は消費者にとって実際の便益をもたらしたのかどうかを検証することが、有効性検査の目的とされた。

検査の方法として採用したのは、以下の調査である。

##### a) Ofcom 内部の文書レビュー

- ・ 1997年以降の電話番号案内サービスに関する文書・調査結果等を収集した。
- ・ これとは別途、NAOによる独自の調査（ミステリーショッピング調査<sup>11</sup>、利用者調査）を行っている。

<sup>11</sup> 調査員が顧客を装い、サービスの質等についての実態調査をする手法。

#### b) 電話番号案内サービス事業者の料金データ分析

- ・複数の電話番号案内サービス事業者について、通常の番号案内サービスと、先方取り次ぎまでを依頼する追加的サービスの料金を調査した。

#### c) 国際的なベンチマーキング

- ・アイルランド、ドイツ、フランス、スウェーデンにおける電話番号案内サービスについての調査を実施し、比較を行った。

#### d) 利害関係者の意見聴取

- ・電話番号案内サービス事業者 100 社に対してアンケート調査を実施、32 社からの回答を得た。有効回答事業者で、全市場の 98%を占めている。回答者は、回線ネットワーク事業者、携帯電話・固定電話事業者の双方、新規参入者・海外で同種サービス事業を行っている事業者など、様々な事業者パターンからの回答が寄せられており、この中から 10 社に対して追加的インタビュー調査を行っている。
- ・さらに、通信に関するアドバイザー委員会メンバー、商業団体、消費者団体の代表者からなる会合において、議論を行っている。

#### e) 経済分析

- ・Ofcom が外部委託形式で行った費用便益分析の内容を検証。特に、分析の過程として用いられている概念や、分析の精度・結果の厳密さを吟味。
- ・実際の精査は、経済分析のアドバイザーとして関与した Oxera 社が担当した。

### 1) サービスの品質改善

2004 年 11 月に Ofcom が行った調査によると、電話番号案内の 86%は正しい番号を伝えており（以下「正答率」という。）、事業者の電話番号の方が一般家庭の電話番号よりも正答率が高いとの結果が得られている。NAO が行った調査によると、30 事業者のうち 19 事業者は 90%超の正答率であった。

ただし、Ofcom では従来の“192 番”電話番号案内サービスにおける正答率を把握していなかった。Ofcom によれば、電話番号案内サービスの自由化を既に行っている他国においてもこうした調査を行っていないと説明している。

なお、2003 年 10 月に Ofcom は同様の調査を行っているが、これは調査サンプルが少ないために、統計的に信頼の置けるデータではなかった。

### 2) 価格競争の促進

NAO が行った調査によると、サービス事業者間での料金は、その利用形態（どの会社の電話通信網を利用しているか、どの地域に居住しているか等）によって大きく異なっており、確かに消費者にとっての選択肢は今まで以上に広がっているものの、消費者の大多数は従来の“192 番”電話番号案内サービスよりも高い料金を支払っていることがわかった。

さらに、ブリティッシュテレコム社以外の電話通信網を利用している消費者はサービス事業者の選択肢が限られていることがわかった。

サービス事業者は、サービスの広告に料金を掲示することが義務づけられているが、事業者間の料金比較を行う術（例えば、Ofcom ホームページ上での料金比較サイト等）がないため、消費者にとって価格競争の恩恵が十分に受けられていない。

企業や政府機関では、電話番号案内サービス事業者との交渉を通じて、通常料金よりも低価格でサービスを享受することができているものの、これらの契約をベースにした料金設定についての情報は把握が困難である。2004 年に行われた調査によると、企業の 17% がコスト削減につながっているとの回答を行っている一方で、95% が事業者間での料金比較が困難であるとの回答を行っている。

### 3) 技術革新と消費者にとっての選択の幅の増加

消費者にとっての選択の幅は広がっており、例えば、特定業種に特化する等のニッチな電話番号案内サービス（例えば、映画館に特化した電話番号案内や、文字情報での電話番号案内等）も出現しており、これらを利用する消費者の割合が増加している。

### 4) Ofcom による競争促進・自由化に向けた手段

Ofcom は、まず自由化の検討に際して、パブリックコメント、消費者調査、他のヨーロッパ諸国の調査及び費用便益分析を実施している。ただし、これらの検討結果はいずれも競争促進・自由化を肯定的にとらえるものではなかった。特に、Ofcom がコンサルティング会社 Ovum 社に委託して実施した費用便益分析については、新たな番号案内サービスに対する需要が存在しているという仮定に過度に依存しており、これらの感度分析をきちんとは行っておらず、その他の経済分析についても、当該市場の特性を踏まえた分析や、競争的市場が消費者にもたらす便益の計測等を行っていなかった。

Ofcom は、“118-xxx 番”の割り当てに際してくじ引きを実施するとともに、事業者間での番号の取引を行うことを特段禁止はしていなかった。その後、“118-118 番”の割り当てを得た事業者は、事業を行わないまま、別の事業者に対して 2 百万ポンドで売却するという事態が起きた。こうした事態を受けて、番号割り当てを投機的に利用する事業者を認めるかどうかについての法的根拠がなかったこともあり、Ofcom では法整備を行っているところである。

長年親しまれてきた番号案内サービスの番号が変わることにより、消費者の混乱を招いたことは Ofcom 自体が認めている。Ofcom は、報道発表・メディアを通じた情報提供・フリーダイヤルによる説明等を行ってきたが、国によるこうした取組による便益はそれに要したコストを正当化できず、他国における事例を見ても、事業者自身の情報宣伝の方が、消費者に対する普及の術としてより優れている。

図表 Ofcom が実施した費用便益分析の結果

	<u>選択肢 1</u> 192 番を残し、118 番を 新規参入者に割当て	<u>選択肢 2</u> 192 番を違う番号に変更 118 番を新規参入者に 割当て	<u>選択肢 3</u> 192 番を廃止、118 番を 全ての参入者に割当て
<u>便益の現在価値 (NPV)</u>			
価格競争による便益	22	54	98
192 番の開放	-	4	4
データベース提供における競争の増加	-	-	6
<b>便益合計</b>	<b>22</b>	<b>58</b>	<b>108</b>
<u>費用の現在価値 (NPV)</u>			
事業者番号をダイヤルする手間	(1)	(20)	(22)
ネットワーク・システムの更新	(1)	(6)	(9)
番号間違い	-	(13)	(26)
サービスに関する宣伝等	-	-	(16)
<b>費用合計</b>	<b>(2)</b>	<b>(39)</b>	<b>(73)</b>
<u>現在価値の合計</u>	<u>19<sup>1</sup></u>	<u>19</u>	<u>35</u>

単位) 百万ポンド

### ③評価結果とりまとめ

上記の結果を受けて、NAO は、a) 費用便益分析において設定される仮説は、より厳密に検証すべきであること、b) 既存のサービスに関する質を事前に調査することで、新たなサービスが消費者に対して便益をもたらすのかどうかを検証すること、c) 貴重な資源である電話番号の割り当てに際しては、誰もが財務的便益を受ける機会があることを確認すること、d) サブグループ（例えば、高齢者、障害者等）にとっての使いやすさを担保すること、の 4 点を勧告としてまとめている。

## (2) マッチング・モデル (事後段階・1対1)

雇用ゾーン (Employment Zone) の評価 - 雇用ゾーンおよび比較対象地域における長期失業者に関するコーホート調査

英国 雇用・年金省 (2003年)

*Evaluation of Employment Zones: Report on a Cohort Survey of Long-Term Unemployed People in the Zones and a Matched Set of Comparison Areas*

### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

英国の中でも特に失業率の高い15地域において、2000年4月から取り組まれている施策である。英国では、1998年に長期失業者対策として“New Deal 25+”が導入されている。これは、25歳以上で2年以上（後に1年6か月以上に短縮）求職者給付を請求している失業者に対し、公的職業安定所等における就職に関する個別相談・支援に加え、最高週75ポンドの助成金付き就職（最長6か月）、または求職者給付を受給しながらの雇用訓練（最長1年間）を強制的に与えるものである。

一方、雇用ゾーン (Employment Zone) では、こうした個別相談・支援、求職者給付金、雇用訓練等に投入されている公的資金をプールし、これらの機能をサービスプロバイダ（競争入札の結果、官民共同出資会社、純粋民間事業者の計3社になった）に一括して委託するものである。サービスプロバイダに高い自主性を与え、それぞれのゾーンに最適な活動を推進しようとする政府の方針に基づくもので、各サービスプロバイダに対する対価の支払いは施策の成果（安定雇用に移行させることのできた人数であり、訓練コース参加段階は成果には含まれない）に基づき支払われることとなる。

第一期施策として、48,000人の施策対象に対して、合計115百万ポンドが、15ヶ月にわたって資金が投入された。

### ②評価設計

施策グループとして雇用ゾーンに指定された15地域を、比較グループとして雇用ゾーンと都市の規模、産業構造が類似している地域（New Deal 25+が導入されている）をそれぞれ設定し、雇用ゾーンでの施策の効果を検証することとした。

第1回目の調査は、2001年9月から2002年1月にかけて、最初の個別相談が行われてから11か月後の求職者に対してインタビューが行われた。さらに、第2回目の調査は、2002年7月から10月にかけて、同じく20か月後の求職者に対してインタビューが行われた。この2回の調査により、当該求職者の雇用状況を把握することが主眼とされた。なお、分析結果を一般化するために、ロジスティック回帰モデルを用いて、調査結果をベースにした求職者が就職している確率を試算している。

サービスプロバイダ -雇用ゾーン	期待される 参加人数 (2年間)	資金提供 期間	36か月を 超える割合	比較グループ (エリア)
<b>Working Links 社</b>				
- Plymouth	1200	12	11	Southampton
- Glasgow	4600	18	25	Dundee
- South Wales (HOVAC)	1150	18	25	Rhondda
- Nottingham	900	12	11	Salford
- Middlesbrough, Redcar & Cleveland	2200	18	25	Stockton-on-Tees
- Brighton	2050	18	25	Southend-on-Sea
- Brent	2350	18	25	Other London
- Tower Hamlets	1650	18	25	Other London
- Southwark	4500	12	11	Other London
- North West Wales	1850	18	25	Pembrokeshire
<b>Pertemps 社</b>				
- Birmingham	10550	12	11	Wolverhampton, Bradford
<b>Reed in Partnership 社</b>				
- Liverpool and Sefton	6550	18	25	Wirral, Hartlepool
- Haringey	5050	12	11	Other London
- Doncaster	1100	12	25	Rotherham
- Newham	2300	12	11	Other London
<b>合 計</b>	<b>48,000</b>			

### ③評価結果とりまとめ

施策グループ、比較グループいずれにおいても、個人別の相談、職業紹介サービスに対する満足・不満足のポイントは区々であるものの、総体的な満足度はいずれのグループにおいても高く、両者間での差は見られなかった。

ロジスティック回帰モデルを用いた、両グループの一定期間経過後の就職率を比較したところ、11 か月後の時点で施策・比較グループの就職率はそれぞれ 34%・24%という結論が得られ、統計的に有意な差が検出された。同様に、20 か月後の時点での就職率は 55%・51%という結論が得られたが、統計的に有意な差は得られなかった。これらの調査結果から、当該施策の効果は、施策実施後に最も効果が得られ、時間の経過を追うごとに効果は薄れていくという結論を得た。

(3) マッチング・モデル (事前段階・多対多)

“所得の追加 (Earnings Top Up)” に関する評価

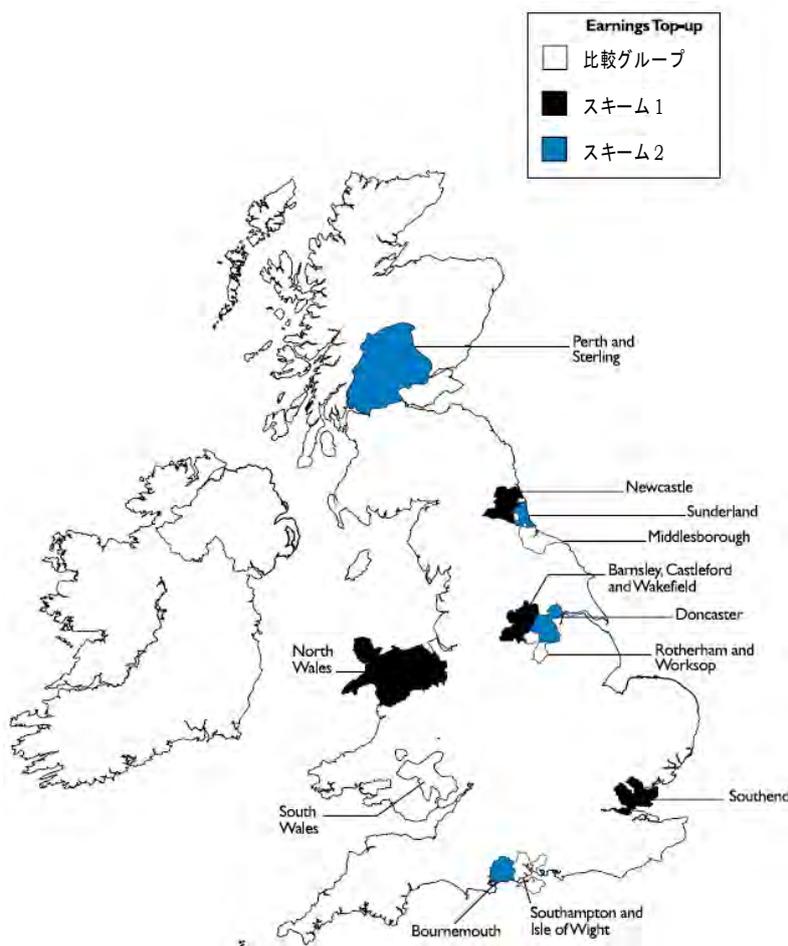
英国社会保険庁 (2001 年)

*Earnings Top Up Evaluation: Synthesis Report*

①プログラムの概要と評価対象とされた経緯 ・ ②評価設計

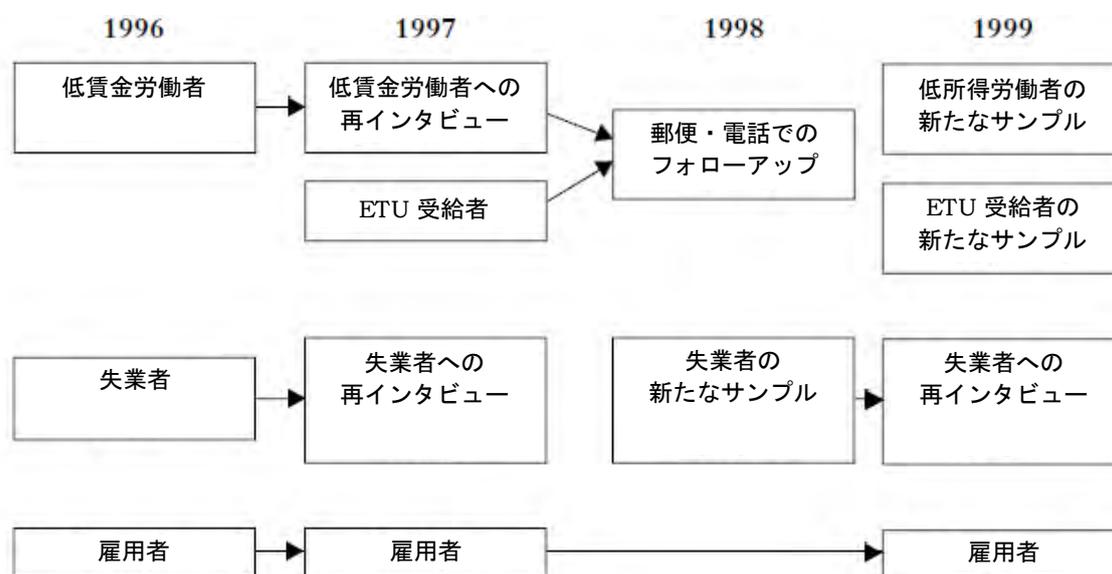
所得の追加 (ETU: Earnings Top Up) とは、1996 年 10 月から導入された 3 か年にわたる社会実験的プログラムのことであり、週に 16 時間以上働いている、扶養家族のいない低賃金労働者に対して、補助金 (独身の場合、20~30 ポンド、夫婦・カップルの場合 35~45 ポンド) を支給するものである。評価は社会保険省からの委託により政策科学研究所 (Policy Studies Institute) が実施した。

大都市部、地方都市部、港湾都市部、その他の 4 分類で、それぞれ施策グループと比較グループとが設定された。なかでも、施策グループについては、施策対象とする低賃金労働者の所得規模 (受給資格制限) の差によって 2 つの方法が導入された。



評価の問いは以下の 3 つである。すなわち、①有資格者に対して支払う金額の有効性、及び申請してきた者に対する影響を明らかにすること、②ETU によって低賃金労働者の雇用環境が改善されるか、③施策を実施した地域における低賃金労働者層に支払われる賃金が、ETU の存在によってより下がってしまうのかどうか。

これらの問いを明らかにするために、低賃金労働者、失業者、雇用者に対して、施策実施前の 1996 年から 1999 年のフォローアップ調査までの間、調査が行われた。また、併せて、雇用・失業保険受給記録等、行政が保有している個人データについても 2 次データとして利用されている。



### ③評価結果とりまとめ

評価の結果、ETU は相対的に見て雇用環境を改善する効果が得られているものの、最も賃金レベルの低い労働者、取り分け高齢者層にとっては、ETU を受給しているという事実によって、支払われる賃金を若干下げられてしまうという結論が得られている。

(4) マッチング・モデル (事後段階・個人レベル)

教育維持給付金 (EMA) – 当初 2 年間の成果に関する定量的評価

英国 教育・訓練省 (2002 年)

*Education Maintenance Allowance: The First Two Years A Quantitative Evaluation*

<http://www.dfes.gov.uk/research/data/uploadfiles/RR352.pdf>

①プログラムの概要と評価対象とされた経緯 ・ ②評価設計

教育維持給付金 (EMA) は、低所得世帯を対象にして、16 歳以上の義務教育課程を修了した子弟に、その後も学校教育を継続して受けさせることへのインセンティブ給付金を支給する社会実験的プログラムである。

教育訓練省による委託事業として実施された長期間にわたるコーホート評価プロジェクトであり、社会科学センター (CRSP)、国立社会研究センター、財政研究所 (IFS)、雇用研究所 (IER) によるリサーチコンソーシアムが実施した。評価の目的は、EMA の支給によって、16 歳以上の子弟が全日制教育課程へ入学・進級・卒業に至らせる効果を検証するもの。その際に、a) どのぐらいの金額を支給すればいいのか、b) 進級時・卒業時にボーナス給付金を支給することは効果があるのか、c) EMA を親と子供とどちらに渡すのがより効果的なのか、を明らかにすることが主な評価の問いであった。このため、10 地域の施策グループと 11 地域の比較グループを選定し、それにおいて、若年者及びその親に対する無作為抽出での調査が行われた。

パターン	実験エリア	給付のパターン
1	Middlesbrough, Walsall, Southampton, Cornwall, Leeds, Inner London (Lambeth, Southwark, Lewisham, Greenwich)	週 30 ポンド+50 ポンドの留保分 さらに 50 ポンドの達成ボーナス
2	Oldham, City of Nottingham	週 40 ポンド+50 ポンドの留保分 さらに 50 ポンドの達成ボーナス
3	Bolton, Doncaster	週 30 ポンドを親に支給+50 ポンドの留保分、さらに 50 ポンドの達成ボーナス
4	Stoke-on-Trent, Gateshead	週 30 ポンド+80 ポンドの留保分 さらに 140 ポンドの達成ボーナス

第一コーホート群 (1999 年夏に義務教育を修了した者)、第二コーホート群 (2000 年夏に義務教育を修了した者) それぞれに対して、2 度のインタビュー調査が実施されている。



サンプルは、EMAの支給額、都市部・地方部、子供の性別、親の学歴、家族の人数、両親・片親という特徴により、44のサブグループに区分された。その上で、施策グループと比較グループのマッチングは、施策グループに属する子弟1人1人に対して、個人の属性や学校までの距離等の特徴が最も近似している個人、もしくはグループを比較グループから抽出、マッチングさせる『傾向スコアマッチング (propensity score matching)』法を採用している。

### ③評価結果とりまとめ

この評価の結果、“子供に対し” “週に10~30ポンド”支給することが最も有効な支給法であるとの結論が得られた。この評価結果を基に、2004年4月には全国規模で施策が展開されるようになった。

## (5) ランダム実験モデル

### “Peer-led”法に基づく性教育についてのランダム実験モデルパイロット調査

英国保健省（1997年・2004年）

*A Pilot Study for a RCT of Peer-led Sex Education in Schools*

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

英国では、欧州各国内でも極めて高水準にある10代若年層の意図しない妊娠・性病罹患の削減を目的として、若年層を対象とした性教育に取り組んできており、近年、上級生が下級生に対して性教育を実施する“peer-led法”が注目されてきた。性教育における“peer-led法”では、性的健康維持に関する動機の涵養、性的関係における実際のコミュニケーション・意思決定・交渉技術の会得、避妊・性病罹患・相談場所に関する情報提供が目的とされている。

先行研究では、学校教育を基本とした性教育に対する生徒の高い不満率や、“peer-led法”の方が教師による伝統的な性教育法よりも好ましいという結果が得られていた。それまでに、全英規模で“peer-led法”による性教育が取り組まれてきているが、過去に“peer-led法”の効果をシステマティックに検証した先行研究は存在しなかった。

#### ②評価設計

こうした背景に基づき、ロンドン教育学研究所、ロンドン医療大学、Ibros トラストが主体となって、まずは1995～96年（15か月）にかけて小規模な社会実験的プログラムが取り組まれている。この政策評価の目的は、以下の4点を明らかにすることであった。

- ①大規模なランダム実験モデルによる“peer-led法”の評価、具体的には、中学校の母集団設定、参加募集、無作為抽出は可能か？
- ②当該プロジェクトで当初想定した評価プロセス・目的は実行可能だったか？
- ③“peer-led法”プロセスに関与することによる教師役の生徒と受講者とのダイナミクスや、双方に対する影響を検証すること。

具体的には、ハートフォードシャー、エセックス、北ロンドンの中学校45校に社会実験的プログラムへの参加を呼びかけ、その中から中学校を無作為に抽出、4つの中学校（ロンドン市内の2校、地方の2校）がプロジェクトに参加することとなった。この4つの中学校を、施策グループと比較グループとに割り当て、それぞれの学校における第9学年（13～14歳）の生徒を対象にして、施策グループには“peer-led法”による性教育と学校教師による教育とを、比較グループには学校教師による通常の性教育のみを、それぞれ実施すると共に、施策実施前と実施から6か月後に、それぞれの学校において、講師を務めた学生と、受講者双方に対して、性に関する知識・態度・行動を問うアンケート（総数469人）を実施した。

また併せて、プロセス評価の一環として、13～14歳の学生に対するフォーカスグループ調査、学校教師による性教育方法の観察、学校教師に対するインタビュー、本プロジェクトに参加した“peer-led法”の講師を務めた学生に対するフォーカスグループインタビューが、それぞれ実施されている。

1995年 秋学期	4校 (11-18歳/共学/同一17)		
	施策グループ (n=2)	施策グループと 比較グループに 無作為割当。ペアを構築	比較グループ (n=2)
1996年 春学期	施策実施前の アンケート 調査 (13-14歳)		施策実施前の アンケート 調査 (13-14歳)
		プロセス評価	
1996年 夏学期	ボランティア 学生の募集・ 教育  “Peer-led”法 による性教育  + 学校教師に よる会合	講師を務めた学生への施策 実施前後のアンケート調査 フォーカスグループ調査  学校教師による性教育 の観察  学校教師に対するインタビュー	学校教師に よる性教育
1996年 秋学期	施策実施後の アンケート 調査	フォーカスグループインタビュー  施策グループへの アンケート調査	施策実施後の アンケート 調査

アンケート種類	対象者	実施目的	実施時期	評価の種類
ベースライン	第9学年	知識・態度・行動	96/3	ベースライン
施策実施後	第9学年	知識・態度・行動	96/9	アウトカム
ベースライン	講師役生徒	知識・態度・行動、ボランティア 動機	96/3	ベースライン
施策実施後	講師役生徒	知識・態度・行動、Peer-led 法に 対する考え方	96/6	アウトカム +プロセス
訓練直後の調査	講師役生徒	訓練について	96/5	プロセス
実施直後の調査	第9学年 (施策グループ)	Peer-led 法について	97/7	プロセス
郵送	全学校の性教育 を実施する教師	複合的情報	97/7	プロセス

### ③評価結果とりまとめ

この社会実験的プログラムでは、①少ないサンプル（4校）で評価を行ったに過ぎないこと、②そのサンプル間には、地理的・経済的な外的要因に差があったこと等から、統計的に立証されうる結論は得られなかったとした上で、アンケート結果を、施策グループと比較グループとの間で比較を行っている。

この社会実験的プログラムでの経験と、評価フレームワークを元にして、1997年から2002年にかけて、全英規模での大規模なランダム実験モデルに基づく本格的な評価プロジェクト（RIPPLE Study：Randomized Intervention of Pupil-Peer-led sex Education）が行われることとなった。全国から無作為に抽出された中学校 29校において、約 8,000名を対象にした調査が行われている。なお、評価を通じて検証する主たるアウトカムは「避妊をしない性交の率」に設定された。

結果として、①施策グループと比較グループとの間において、避妊をしない性交の率については、男女ともに統計的有意差は見られなかったものの、16歳時点でのフォローアップ調査では、意図しない妊娠の確率に、両群間での統計的有意差（施策グループ vs. 比較グループ = 2.3% vs 3.3%。P 値 = 0.07）が確認されている。なお、男女とも peer-led による性教育に満足度が高かったものの、同性だけで性教育を受ける方が望ましいという意見が多かったことを受けて、将来的には、性別別の性教育を行うことの効果等も検証することを通じて、より広範な性教育戦略を構築する必要があると結論づけている。

## 4. オーストラリアの事例

### (1) 会計検査院によるメタ評価（各府省が行ったコスト・パフォーマンス評価結果）

E-Government の効率性と有効性の測定

豪州会計検査院（2004 年）

*Measuring the Efficiency and Effectiveness of E-Government*

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

豪州では、“Government Online”や“Better Services, Better Government”などの戦略的政策に則り、e-government 政策として、政府サービスをインターネットを通じて提供することを推進している。会計検査院では施策管理者向けにインターネットを効率的、効果的に使うためのガイド兼検査の枠組として、“Internet Delivery Decisions”を発行している。そこで、各省庁が、インターネットを通して提供するプログラムやサービスの効率性や有効性を測定しているかどうか、2002-03 年度に続き検査を行うこととした。検査では、ベタープラクティスの事例、教訓、改善の余地も示すこととした。

#### ②評価設計

検査は、保健高齢省（Department of Health and Ageing）など、6 省庁のウェブサイト、ならびに各省庁につきインターネットを通じて提供されるサービスの 1 つを対象に行った。本検査は、個々の省庁のパフォーマンスについて検査するものではなく、検査対象の省庁間にみられる一般的な結果を示すものである。

#### ③評価結果とりまとめ

検査対象となった各省庁ともウェブサイトの運用ガイドラインを有しており、また、“Online Information Service Obligations”に従い、使いやすさやプライバシーの保護、セキュリティ対策が施されている。サービス提供手段としてインターネットが相応しいかどうかユーザーとも相談しながら進めている。さらに、古いコンピューターでも最新のテクノロジーでもアクセス可能なように設計されているなど、全般的に各省庁とも e-government 構築のマネジメントを適切に行っている。

4 つの省庁のプログラムでは、インターネットでサービスを提供し続けるための維持費用を算出しているが、2 つの省庁では維持管理費用を算出できていなかった。算出している省庁でも、費用に含める項目の範囲および費用算出方法が異なっており、活動ベースの費用（activity based costing）にはなっていない。したがって、省庁間の費用比較は困難である。費用の中で最大のものは、ウェブサイト構築担当のスタッフの給与であり、IT コストを開示している省庁は限定的であり、表していてもごく少額にとどまっている。

図表 ウェブサイトの年間維持費用

	A 省庁	B 省庁	C 省庁	D 省庁	E 省庁	F 省庁
	1-2 ステージ		2-3 ステージ		ステージ 3	
給与	113,100	327,500	534,000	482,000	250,700	171,300
管理	27,500	14,700	110,000	n.a.	64,700	14,900
IT サポート・維持	72,600	270,000	270,000	636,600	273,000	8,000
合計	213,200	914,000	914,000	1,118,600	588,400	194,200

インターネットが、施策・サービス提供のために最も有効な手段かどうかを判断するために、費用便益分析を実施していたのは、1 省庁のみであった。

図表 Centerlink における費用便益分析

年間 165 万世帯の所得推計処理にインターネットを用いる場合の費用便益分析

- ・シナリオ 1：オンラインサービスを用いない場合
- ・シナリオ 2：オンラインサービスが低率でしか利用されない場合
- ・シナリオ 3：オンラインサービスが標準的に利用される場合
- ・シナリオ 4：オンラインサービスが高率で利用される場合

ワーストシナリオ（シナリオ 1）の場合でも、プログラム投資に関する予想損益分岐点は 2 年間であり、他のシナリオでのコストは、シナリオ 1 を下回ることが示されている。

業績達成度評価については、各省庁とも取り組みが遅れている。2 省庁が検査対象となったプログラムの業績指標を策定しているのみであり、オンラインサービス全般についての業績指標を持っているのも 3 省庁のみであった。大半の業績達成度評価を行うことを計画していながら、実施できていない。

図表 ウェブサイトの業績達成度評価

省庁・サービス	閲覧者	需要の存在	目標
国立公文書館 e ショップ	一般国民	定量化されていない	定量化されていない
退役軍人省 第二次大戦名簿	一般国民	300,000 ヒット／年	定量化されていない
健康・高齢省 健康 insite	一般国民	定量化されていない	1日4,000人以上の利用者
子供支援局 住所変更手続	子供支援局の クライアント	定量化されていないが、 クライアント数は把握	定量化されていない
センターリンク 世帯収入申告	センターリンクの 家族補助金受給者	定量化されていないが、 クライアント数は把握	補助金対象者の約30%
通商委員会 輸出市場開発補助金に 関する質問	中小企業	輸出市場開発補助金へ の申請者は年間約 4,000人	申請者の約40%

会計検査院では、検査対象の各省庁ではウェブサイトの効果についてのモニタリングは十分実施されているが、その成果をコスト削減や効率性、生産性の向上という目に見える形で捉えられていないため、評価面での取り組みが不十分である、と指摘している。しかし、各省庁とも改善のための努力が見られることから、過年度の検査時よりも進歩が見られる、と結論付けている。

## (2) 会計検査院によるプロセス評価

豪州の航空安全体制－運輸・地域サービス省

豪州会計検査院（2003年）

*Aviation Security in Australia: Department of Transport and Regional Services*

### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

交通地域サービス省（DOTARS : Department of Transport and Regional Services）は、航空法（Air Navigation Act 1920）と航空規制法（Air Navigation Regulations Act 1947）を所管している。

本検査の目的は、2001年9月11日の米国におけるテロ攻撃以降、国際的に高まったテロの脅威に対して、DOTARSが所管する豪州の航空の安全体制により、航空関係者が安全義務をどの程度遵守しているか、どの程度対応しているかを検証することである。

なお、会計検査院は、1998年にも同省に対して航空安全体制に関する検査を実施しており、今回は、議会に対して即時に情報を提供する必要があるため、1998年の検査における勧告（recommendation）の実施状況など、範囲を絞った検査となっている。

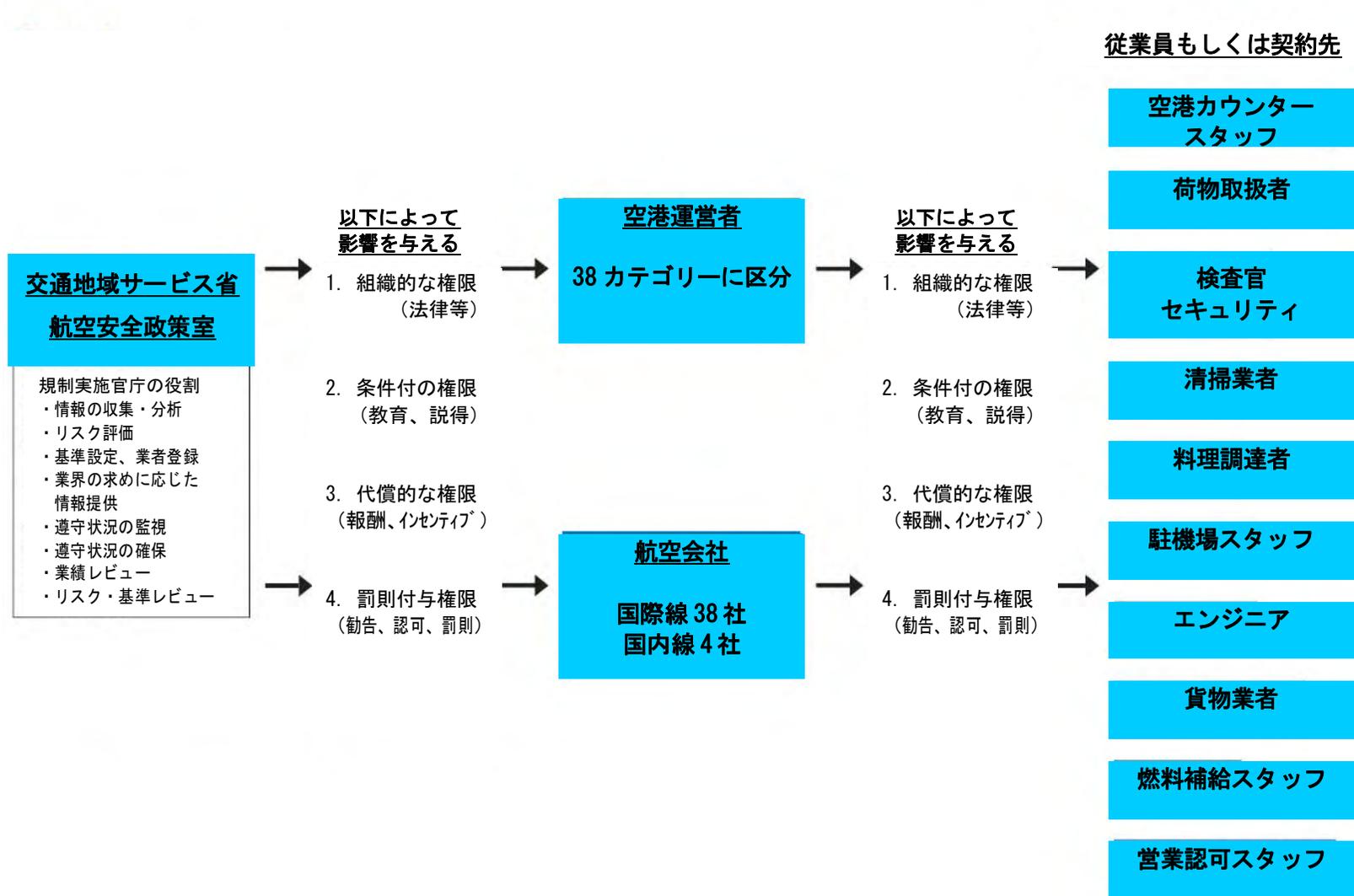
### ②評価設計

有効性検査の範囲は、次の通りである。

- ・航空安全体制に関わる航空関係者それぞれの役割
- ・安全基準の設定
- ・DOTARSによる空港、航空会社、貨物の安全性の監視体制
- ・安全不履行に対するDOTARSの行動
- ・航空安全体制の評価

有効性検査の方法論としては、空港や航空会社に対する検査と共に、広範なコンサルティングや分析を行っている。この検査では、航空安全策の有効性に関して、DOTARSや航空業界のパフォーマンスを検証したDOTARSのプログラム評価の検査も行っている。手法的には、DOTARSから各航空関係者、外部委託者に至るまでの規制の流れをチャート化した上で各関係者のパフォーマンスを把握するという、セオリー評価とプロセス評価を採用していると言える。特に、1998年の検査時とその後の対応との対応とパフォーマンスの比較を重視した検査となっている。

図表 航空関係者間の規制の鎖



### ③評価結果とりまとめ

安全基準の設定水準は、国際的に実施されている基準に沿っており、また、省職員が主要空港に絶えずいることによって、航空業界がすばやく適切に安全対策上必要な措置を講ずるのに役立っている。また、航空貨物分野を除いては、DOTARSによる航空関係者の規制遵守監視体制は、十分に機能している。

ただし、安全不履行者に対する行動には改善の余地がある。航空関係者に、継続的に規制を遵守し続けようとする動機付けさせる「安全文化」を構築することが必要である。

DOTARSの実施したプログラム評価について、DOTARSでは航空関係者の規制遵守状況が改善されたと考えているが、航空安全に関する指標、航空業界の目標についての指標、マネジメントシステムの有効性を示す指標が欠けており、測定可能なパフォーマンス指標が定められていない。

指標によって明示的に改善状況を示せないことから、DOTARSが航空業界に対して意味のある分析を実施することも、継続的に遵守状況を向上させる安全文化を築かせることも、ステークホルダーに航空安全策の有効性について説明することも十分にできていない、と結論付けている。

### (3) プロセス評価

#### 若年者活動サービス (YAS) ・ 家族連絡者 (FLW) プログラムの評価

豪州 家族・地域サービス省 (2004 年)

*Evaluation of Youth Activities Services and Family Liaison Worker Programme*

*Final Report*

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

若年者活動サービス (YAS : Youth Activities Services) プログラムは、11～16 歳の若者に対して課外時間での組織的活動や積極的な支援を提供することにより、若者による破壊的行為が繰り返されることを阻止することを目的として 1990 年に設立された。また 1997 年には家族連絡者 (FLW : Family Liaison Worker) が、家族の関係を強めることを目的として、11～16 歳の若者やその家族に対する実践的支援や案内を提供するために YAS プログラムに追加されており、家庭内対立やコミュニケーションの欠如といった困難な問題を扱っている。

上記 2 つのプログラムは家族・地域サービス省 (FaCS) により管理・運営されており、具体的には各州・各地方政府がそれぞれ企画・実施する様々なプログラムに対して、財政的・人的支援を行っている。2004 年 4 月時点で、豪州全体で 93 の YAS と 83 の FLW プロジェクトが動いている。また、YAS と FLW の両サービスを合わせても 1 地域あたり 27,351 から 117,445 豪ドルという比較的小規模な資金で実施されている。各州・各地方政府で企画・実施されており YAS/FLW のサービスは、以下の 5 種類に大別される。

- a) 休日を利用した気軽に利用可能なプログラム
- b) 気軽に利用可能でかつ体系化されたプログラム (工作、ディスコ、スポーツチーム、映画制作、キャンプなど)
- c) 特定の集団を対象とした特別プログラム (知的障害を抱える若者、素行に問題がある若者、登校拒否の若者など)
- d) 若者やその家族に対する実践的支援および案内 (FLW による)
- e) 地域発展プログラムと若者の能力育成プログラム

## ②評価設計

YAS/FLW プログラムの評価については、2003年7月にプログラムの有効性の検証や将来への提言などを目的として実施された。評価に際しては、以下の4つの課題を中心的に取り扱うこととなった。

項目	内容
(1) 有効性	若者やその家族の状況改善について、YAS/FLW プログラムの有効性はどの程度のものであるか。
(2) プログラム・モデル	プログラム・モデルは、その対象とする集団に対して及ぼす結果が最大限達成可能であるように設計されているか。
(3) サービスの分配	サービスの位置づけや配分方法は、最もニーズの高い分野に依然としてマッチしているか。
(4) パフォーマンス管理	YAS/FLW の個別プログラムが将来にわたって有効に機能するか否かの評価に際して、必要となる正確な情報を FaCS に提供するために、どのような方法が公表されているか。

また、各州・各地方政府で行われている個別のプロジェクトに対してよりも、プログラム全体に対して検討を加えることによって評価は実施された。評価に際して用いられた方法は以下の通りである。

- 対象集団への働きかけに関する国内外のグッドプラクティスの文献調査
- YAS/FLW サービスに関連する対象集団への他の州や地域のプログラムを見つけ出し、それらプログラムの主要な責任者へのインタビューを実施する
- YAS/FLW からオーストラリア政府に提出される顧客やサービス提供に関連する行政データ分析
- ニーズ水準に関しての人口統計および社会経済指標を含む統計データの分析
- 2002～2003年度にかけてのサービス提供者の年次計画や経過報告書の分析
- すべての州や地区における YAS/FLW サービス提供者との会合（北部準州のみ電話インタビューにて代行）
- 州や地方の FaCS プログラム管理スタッフとの面会
- YAS/FLW サービス提供者のうち15箇所を抽出して実地訪問する。その際にはスタッフ、経営陣、若者およびその家族との会合も含まれる。

評価過程に助言をする目的から運営委員会が設置され、プログラムの将来の方向性について、評価結果の考慮および推薦事項の作成支援などを行う。運営委員会は州や地方、あるいは国レベルのプログラム運営に関連を有した FaCS スタッフから構成される。また、遠隔地（remote）、地方（regional）、都市（urban）、先住民（indigenous）の各グループの代表者 1 名ずつ計 4 名がさらに加わる。

### ③評価結果とりまとめ

評価結果については、上記の評価設計で提示された 4 つの課題について、8 つの評価方法（情報収集源）を用いて、評価を行っている。それによれば、評価の概要は以下のようにまとめられる。

<b>(1) 有効性</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラムを実施している各州・各地域の活動実績等の行政データによれば、活動に関して適切な水準にあると結論づけることができる。</li> <li>・ 若者とその家族へのインタビューによれば、プログラムの満足度はかなり高い水準にある。さらにプログラムへの参加によってスキルの向上、自己の尊重、自信獲得、家族関係の改善などの面で好影響が確認されている。</li> <li>・ 抽出された 15 の訪問先の多くは革新的で高い有効性を示していた。プログラム管理者のコメントによれば、プログラムには大きな価値が確認できるという。</li> </ul>
<b>(2) プログラム・モデル</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラムはオーストラリア政府の政策方針に合致しており、適切に方向付けられている。</li> <li>・ すべてではないにせよ多くのプログラムは、有効性の高いプログラム設計に関して多くの文献が示すアプローチに合致している。</li> <li>・ 11～16 歳という YAS/FLW の対象設定は妥当であるといえるが、地域ごとのニーズや事情に応じて対象設定をより弾力的に決められることが望ましい。</li> <li>・ 文献に基づくグッドプラクティスによれば、個別のサービス提供者に地域の事情に応じたプログラムの変更を認めることは、提供されるプログラムを最も価値のあるものにするための重要な要素となる。これについては将来的に認められるべきであろう。</li> <li>・ YAS と FLW を別々のプログラムのまま維持することはほとんど意味のないことである。</li> </ul>
<b>(3) サービスの分配</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ分析の最重要側面は、プログラムに分配された有限資源の最大限利用を保証することである。そして、現在提供しているサービスの継続や質的向上を促すことである。それに関して以下のような特徴が明らかになった。</li> <li>・ 西オーストラリア州、北部準州、クイーンズランド州などの遠隔地における YAS/FLW サービスはわずかしかない。これら地域では地理的孤立やインフラ不足、数多くの先住民人口などの要因から、非常に高い</li> </ul>

水準のニーズがある。

- ・ 会合で得られた情報によれば、人口が急速に増加している地域ではサービス需要が増加している。
- ・ FaCS にとっての重要課題は、サービス提供の結果としてコミュニティに存在する社会資本へのニーズの価値を理解することである。これについては現在サービスが実施されていない数多くのコミュニティでのニーズとうまくバランスさせる必要がある。

#### (4) パフォーマンス管理

- ・ ここでの評価は、YAS/FLW サービス提供者との会合、プログラム管理スタッフとの面会および電話インタビュー、サービス提供者による年次計画および自己評価報告書の分析などに基づいている。
- ・ 現在のプログラム管理プロセスは地域ごとに異なっている。多くの州や地区では支援サービスと政府への情報開示のどちらについても不十分である。小規模で遠隔地のサービスほど支援水準のさらなる向上が求められる。
- ・ プログラムの達成目標に関して、各段階の利害関係者間でかなりの混乱が見られる。プログラムの成否を評価することは容易ではない。データシステムの設計はひどいもので、正確な情報を期待することはできず、またサービス提供者によって異なる使われ方がなされている。年次計画や報告書は目的が明確ではなく、プログラムとの明確な関連性を有していない。
- ・ FaCS と州および地区の事務所との関係についても食い違いが見られる。役割や責任に関しての期待と理解を再確認する必要がある。双方のコミュニケーションを継続的に図っていくことが必要である。

また、以上のような評価結果に基づいて、①プログラムの将来像、②調査研究に基づく事実とプログラム設計との関連付け、③予防手段や早期介入におけるリーダーシップ、④ FaCS および州・地区事務所またサービス提供者間におけるパートナーシップの構築、⑤データ収集の改善、⑥プログラム資金状況の改善、⑦ニーズ評価、⑧遠隔先住民社会におけるプログラム開発などの 8 つの観点から、計 14 項目にわたる推奨事項が付されている。

#### (4) セオリー評価・プロセス評価

##### 口蹄疫発生時演習プログラムの評価

豪州 農林水産省 (2005年)

*National Foot-&-Mouth Disease simulation "Exercise Minotaur" evaluation report*

#### ①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

家畜の口蹄疫 (FMD : Foot-&-Mouth Disease) 発生という緊急事態に対応するため、連邦・州・準州のすべての関係省庁による演習プログラム"Exercise Minotaur"が 2002 年 9 月 9 日～13 日にかけて実施された。緊急事態においては、行政区域や省庁間を超えた対応が必要とされるものであり、このプログラムは、これに先立つ一連の演習と政策改善の頂点に位置づけられるものである。このプログラムは、農水省関係過去最大の演習であり、豪州東部で口蹄疫が発生したとの想定のもと、疾病への準備状況および対応能力がテストされ、改善すべき点を特定するために実施された。本レポートは、その演習の評価を行うものである。

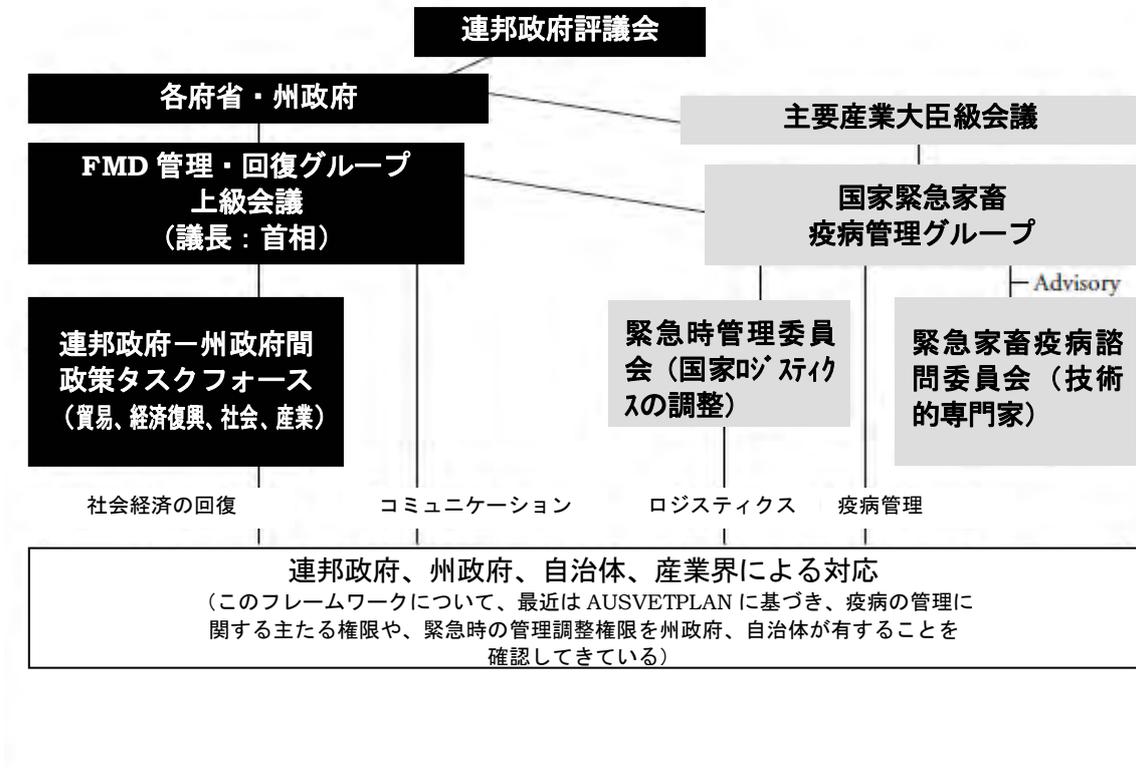
#### ②評価設計

演習は、あらかじめ定められたタイムスケジュールに沿って実施され、緊急事態発生時における連絡体制や対応が、想定された通りに機能するかどうかを検証された。検証対象となったのは以下の通りである。

- ・ FMD 発生時における国レベルでの対応の統合化
- ・ 行政の支援体制
- ・ FMD の発生と結果に対する管理対応能力
- ・ プログラム運用面
- ・ コミュニケーション
- ・ 疾病管理政策と戦略
- ・ 社会経済面での救済、回復政策およびプロセス

したがって、プログラム評価の手法としては、セオリー評価、プロセス評価に属する。

図表 検証された口蹄疫対応フレームワーク



### ③評価結果とりまとめ

全般的には、緊急事態発生に対する準備と対応の重要性が認識されたとしている。主な評価結果は、次の通り。

- ・すべての行政区域において、準備・対応能力が向上した。
- ・大規模な口蹄疫発生時に対応するための全国的協力体制の構築が合意された。
- ・産業界におけるバイオセキュリティ計画が開発され、認識向上キャンペーンが増加した。
- ・対応プランが見直され、更新された。
- ・いくつかの行政区域では、実験施設における診断能力向上のためのインフラに向上が見られた。
- ・新たにコミュニケーションネットワークが設立され、インターネット上で、FMD についての包括的な情報交換体制が構築された。
- ・訓練や演習の重要性が認識され、継続的改善のための 5 年間の計画を実施することが合意された。
- ・メディアによる広範な報道も、疾病報告や対応への準備が重要であるという認識を向上させるのに役立った。

一方で改善すべき点として、以下の諸点が指摘されている。

- ・ 政府全体としての意思決定が、行政区域内外でバラバラに行われているため、非効率性、対応の遅れ、国際的威信の低下を招いていること。
- ・ 人的資源、物的資源とも不十分であること、さらには、多機関から十分なサポートを受けられていないことから、対応能力が欠けていること。
- ・ 行政区域間における適切な法的権限が欠如、もしくは不一致となっていることから疾病対応が妨げられていること、また、対応に遅れが生じること。

これらの評価結果をもとに 27 の勧告が行われた。うち、優先度「高」(high priority)とされたものが 15、優先度「中」(medium priority)が 10、優先度「低」(low priority)が 2 であった。

(5) パネル・モデル

障害者支援助成金（DSP）のプログラムの評価

豪州 雇用・職場関係省（2004年）

*Interim Evaluation Report of the Job Network Disability Support Pension (DSP) Pilot*

①プログラムの概要と評価対象とされた経緯

2003年12月から2004年6月にかけて雇用・職場関係省（DEWR）では、障害者の労働市場への参加を支援する目的から、障害者支援助成金（DSP：Disability Support Pension）を試験的に実施している。2004年6月時点で700,000人近いDSP受給者がおり、うちジョブネットワークに参加している求職者は15,692名、さらにこの社会実験的プログラムの提供を受けている者は1,137名である（下表参照）。

	2003年12月	2004年6月	増加数	増加率
障害者支援助成金の受給者合計	688,264	696,742	8,478	1.2
うち、社会実験的プログラムの対象となっている求職者	918	1,137	219	23.9
うち、社会実験的プログラムに参加していない求職者	13,577	15,692	2,115	15.6
うち、非求職者	—	—	—	—

この社会実験的プログラムの主たる目的は、①DSP受給者に対する地元レベルでの積極的雇用と労働市場（特にジョブネットワーク）への参加支援、②ジョブネットワーク参加者のベストプラクティスを国全体で普及・伝達させる、③障害者への職業提供をより有効なものとするため、すべての雇用サービス提供者に働きかける、などである。

この社会実験的プログラムの結果として期待するものは、①DSP受給者によるジョブネットワークへの参加の増加、②労働市場への参加やジョブネットワークサービスがもたらす便益に関するDSP受給者やコミュニティの意識向上、③障害者支援に関するベストプラクティスやそれに相応しいサービス内容の特定、などである。

上記の目的や結果を達成するために、この社会実験的プログラムは次のように構成されている。①DSP受給者をジョブネットワークへ誘うための戦略として、個別の事情に応じたマーケティング、プロモーションなどを専門家により実施する。②DSP受給者に対して、専門家や雇用サービスへのアクセスを提供し、地元レベルでのジョブネットワークの支援や積極的雇用を実施する。③積極参加モデル（Active Participation Model）のサービスを必要とする求職者への持続的支援を実施していく。この社会実験的プログラムでは、自発的求職者への積極参加モデル提供の下で、その利用し易さに関するさらなる検証を実施することとしている。

## ②評価設計

評価は定性的および定量的の双方の要素を考慮して設計されている。具体的には以下のような評価により構成されている。

### (1) DSP 求職者の調査 (2004 年 6 月に実施)

DSP 求職者に提供される支援の水準を評価する目的から、DSP 受給者で就職を希望する人々に対して 1,000 を超えるインタビューを実施した。そのために、①DSP 求職者で社会実験的プログラムに参加している人々、②他の何らかの就職支援プログラムに参加している人々、③DSP 求職者でジョブネットワークに参加していない人々、もしくは一旦参加したが退出した人々、の 3 つにグループ分けをした上でそれぞれの比較検討を実施した。

### (2) DSP 給付者についてビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、オーストラリア首都特別地域等地区毎の比較 (2004 年 6 月に実施)

各地区の 51 の DSP 受給者を、①DSP 社会実験的プログラムの参加者 (2 グループ)、②就労意欲こそあるがジョブネットワークに参加していない DSP 求職者 (2 グループ)、③就労意欲の見られない DSP 受給者 (3 グループ)、の以上 7 グループに分類し比較検討を実施している。この調査は、ジョブネットワークにより提供される雇用サービスについての DSP 求職者の知識や意識に関する情報収集を目的としている。また、DSP 受給者の労働に対する姿勢や参加意欲を減退させる要因について調査することを併せて目的としている。

### (3) 社会実験的プログラムに参加した全職業提供者へのインタビュー (2004 年 6 月実施)

定性的評価として、26 の DSP 提供者に対して各 1~1.5 時間に及ぶ電話インタビューを実施した。これは企業側の雇用や採用戦略に関する詳細な情報収集を目的としている。

### (4) DEWR 行政データの予備分析

### (5) DSP 提供者により収集された参加データ

### (6) DSP 提供者により提出された経過報告書の定性的予備分析

(4) から (6) の評価手法については最終報告書にて盛り込まれる予定である。

## ③評価結果とりまとめ

この社会実験的プログラムの評価については、2 種類の報告書からなる。中間評価報告書は社会実験的プログラムが DSP 給付者の自発的参加を引き出すことができたか、また行政プロセスの能率化やベストプラクティスの特定などにつながったかどうか主に主眼を置いている。最終報告書については、利用可能なデータが大幅に増加していることが期待されることから、中間評価報告書よりもさらに進んだ段階での評価を行うことができるものと考えられる。

中間評価結果によれば、DSP 受給者のジョブネットワークへの参加および就職支援を促進するための手がかりとなる 6 つの要因を特定することができた。

- DSP 受給者の参加への阻害要因を取り除くこと。
- DSP 求職者の利用可能な雇用サービスへの意識を向上させ、求職者の地元レベルでの雇用に関するベストプラクティスを促進すること。
- 積極参加モデルに含まれる適応的サービスを促進させること。
- DSP 受給者へのサービスに関して、ベストプラクティスや訓練・支援メカニズムおよび手法などを普及させること。
- DSP 受給者へのサービスに関する行政システムやプロセスを能率化すること。
- 障害者の雇用により生じる便益についての労働市場の意識改善を行うこと。

図表 社会実験的プログラムの参加者の成果

